

地域情報プラットフォーム 準拠確認および相互接続確認仕様

V2.4



財団法人全国地域情報化推進協会

目次

本書の位置づけ	3
1. PF 準拠確認および PF 相互接続確認とは	4
1. 1 PF 準拠確認および PF 相互接続確認の目的	4
1. 2 PF 準拠確認仕様の概要	5
1. 3 PF 相互接続確認仕様の概要	6
1. 4 PF 準拠確認と PF 相互接続確認のプロセスと手順の概要	7
1. 5 PF 準拠確認仕様と PF 相互接続確認仕様のロードマップ	9
2. PF 準拠確認仕様	11
2. 1 PF 準拠確認仕様の対象範囲	11
2. 2 PF 準拠の定義	14
2. 3 PF 準拠していることの確認方法	14
2. 4 PF 準拠登録申請の結果の発表文面の規定	18
コラム:自治体(調達者)および SIer と PF 準拠	20
3. PF 相互接続確認仕様	21
3. 1 PF 相互接続確認とその確認方法の概要	21
3. 2 PF 相互接続確認の考え方	21
3. 3 PF 相互接続確認と申請	24
3. 4 PF 相互接続確認の実施手順の概要	27
付録 1 APPLIC PF 相互接続確認 実施手順書	
付録 2 PF 準拠確認チェックリスト (業務ユニット)	
付録 3 PF 準拠確認チェックリスト (サービス基盤)	
付録 4 PF 準拠確認チェックリスト (GIS ユニット)	
付録 5 PF 準拠確認チェックリスト (防災情報共有ユニット)	
付録 6 PF 準拠確認エビデンス資料名リスト	
付録 7 PF 相互接続確認イベント企画登録用紙	
付録 8 PF 相互接続確認成功申請用紙	
付録 9 PF 相互接続確認結果報告票	
付録 10 相互接続確認テスト用ツールキット 2009-2 一覧	

本書の位置づけ

地域情報プラットフォーム標準仕様は、業務モデル標準、サービス協調技術標準の仕様、およびガイドライン式である。

本書「地域情報プラットフォーム準拠および相互接続確認仕様」は、業務モデル標準とサービス協調技術標準の仕様に位置づけられ、業務モデル標準およびサービス協調技術標準の地域情報プラットフォーム準拠、および、地域情報プラットフォーム相互接続を確認する仕様を規定している。



図0. 1 地域情報プラットフォーム仕様の体系

【用語の定義】

本仕様では、下記の略語を使用する。

- ・ 地域情報プラットフォーム⇒地域情報 PF
- ・ 地域情報 PF 準拠確認⇒PF 準拠確認
- ・ 地域情報 PF 相互接続確認⇒PF 相互接続確認
- ・ 地域情報 PF 標準仕様⇒PF 標準仕様

1. PF 準拠確認および PF 相互接続確認とは

1. 1 PF 準拠確認および PF 相互接続確認の目的

PF 標準仕様における、PF 準拠確認および PF 相互接続確認の目的を、図 1. 1 に示す。

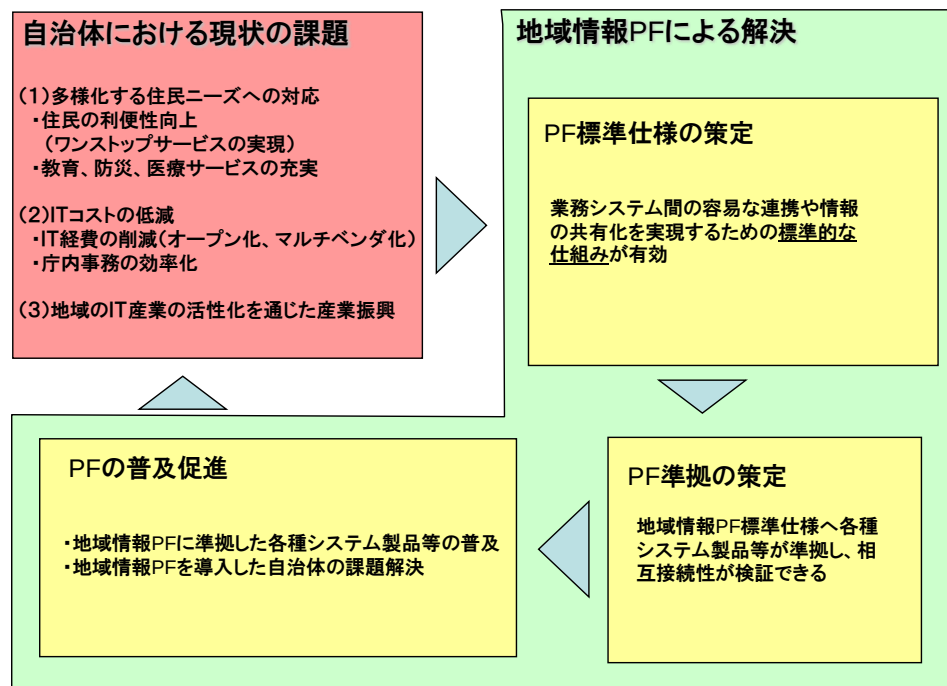


図 1. 1 地域情報 PF における相互接続確認の目的

自治体における、「多様化する住民ニーズへの対応」、「ITコストの低減」、「地域のIT産業の活性化を通じた産業振興」の課題に対し、APPLICでは、業務システム間の容易な連携や情報の共有化を実現するための標準的な仕組みづくりを進め、「PF標準仕様」として策定した。この「PF標準仕様」を満たす地域情報PFの普及により、自治体の課題解決につながることを期待されるが、この普及に際しては、「地域情報PF準拠の明確化」と、「準拠製品間の相互接続検証」が必要不可欠な状況にある。

本仕様では、上記を目的に、「PF準拠確認仕様」、「PF相互接続確認仕様」について規定する。

1. 2 PF 準拠確認仕様の概要

PF 準拠確認仕様では、各種システム製品等が地域情報 PF に準拠（以下、PF 準拠とする）していることを確認する方法を規定する。規定する内容を下記に示す。

- (a) PF 準拠確認仕様の対象範囲
- (b) PF 準拠の定義
- (c) PF 準拠していることの確認方法
- (d) PF 準拠登録申請の結果を公表する文面の規定

各種システム製品等を PF 準拠登録したい団体は、PF 標準仕様で規定されている準拠ルール（必須とオプション）について、自社システム製品等の機能を確認し、結果を APPLIC に提出すること。その際に「準拠確認チェックリスト」という、自社システム製品等の機能が PF 標準仕様に準拠しているかを確認するためのシートを使用する。

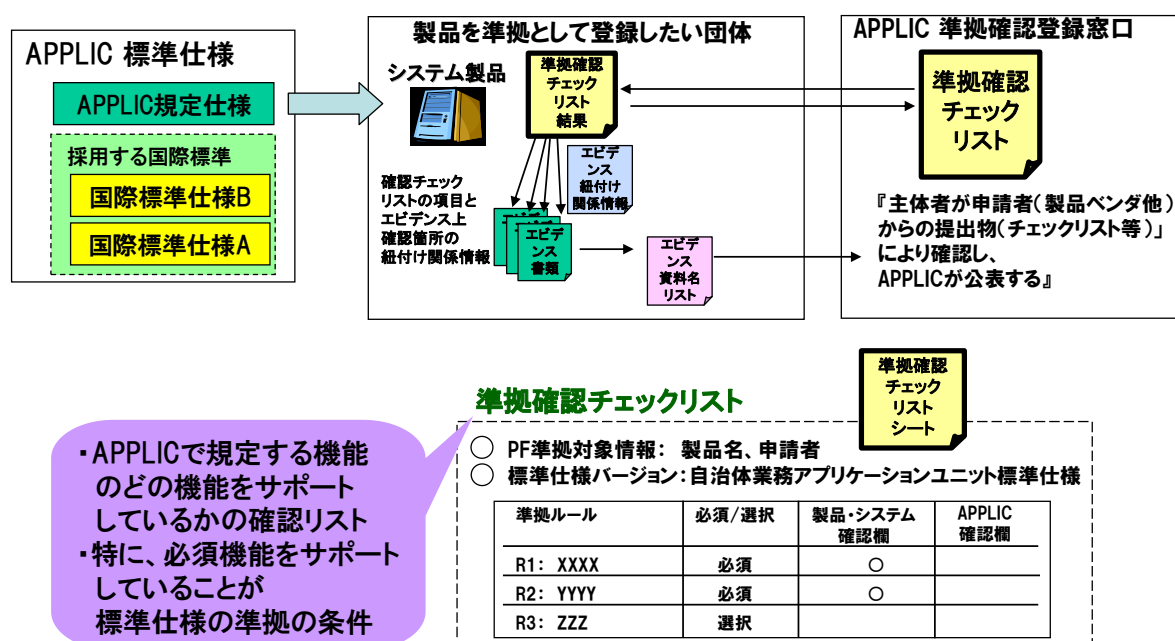


図 1. 2 各団体製品の準拠登録ルール

1. 3 PF 相互接続確認仕様の概要

PF 相互接続確認仕様では、PF 標準仕様に準拠した各種システム製品等同士が、相互に接続できることを確認する方法を規定する。

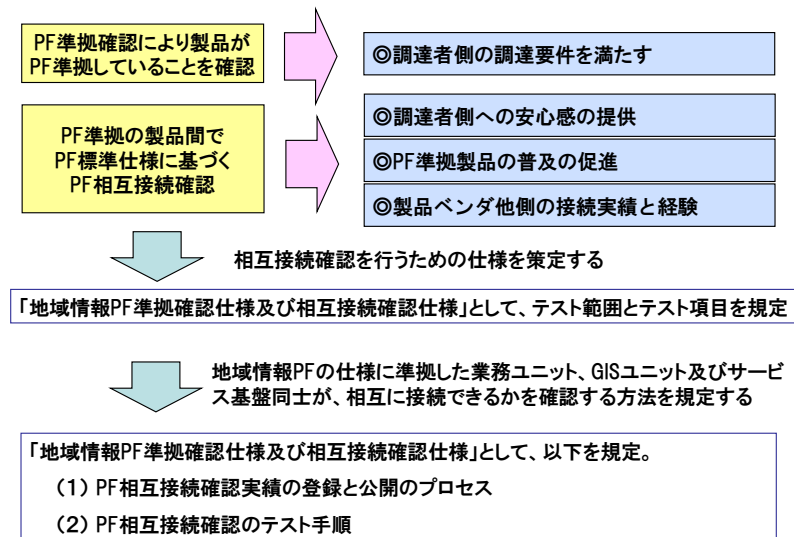


図 1. 3 PF 相互接続確認の目的

PF 相互接続確認仕様では、各団体がシステム製品等を持ち寄り、一度にシステム製品等の間で PF 相互接続確認を行うためのイベントを実施するための手順、相互接続テストモデルとテスト手順、PF 相互接続確認を行うための環境、PF 相互接続確認イベントで使用する書類やデータ類を集めたツールキットを規定する。

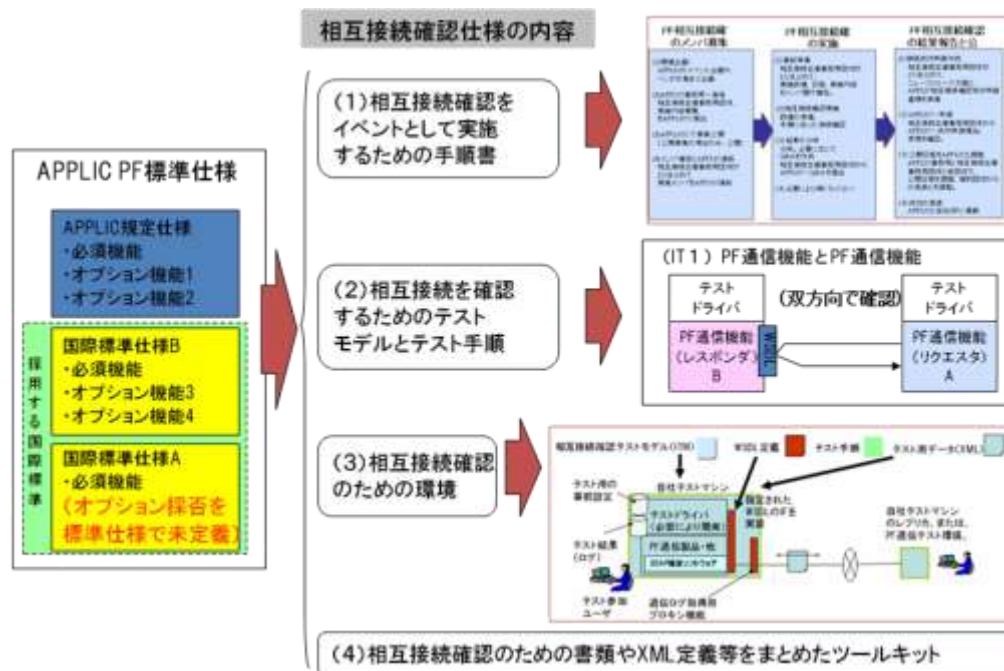


図 1. 4 PF 相互接続確認仕様の内容

1. 4 PF 準拠確認と PF 相互接続確認のプロセスと手順の概要

PF 準拠確認、PF 相互接続確認のプロセスと手順の概要を示す前提として、APPLIC と団体（製品ベンダ他（ベンダ/Sler）、調達者（自治体/地域団体））間の情報フローの概要を図 1. 5 に示す。関連する用語の解説を表 1. 1 に示す。

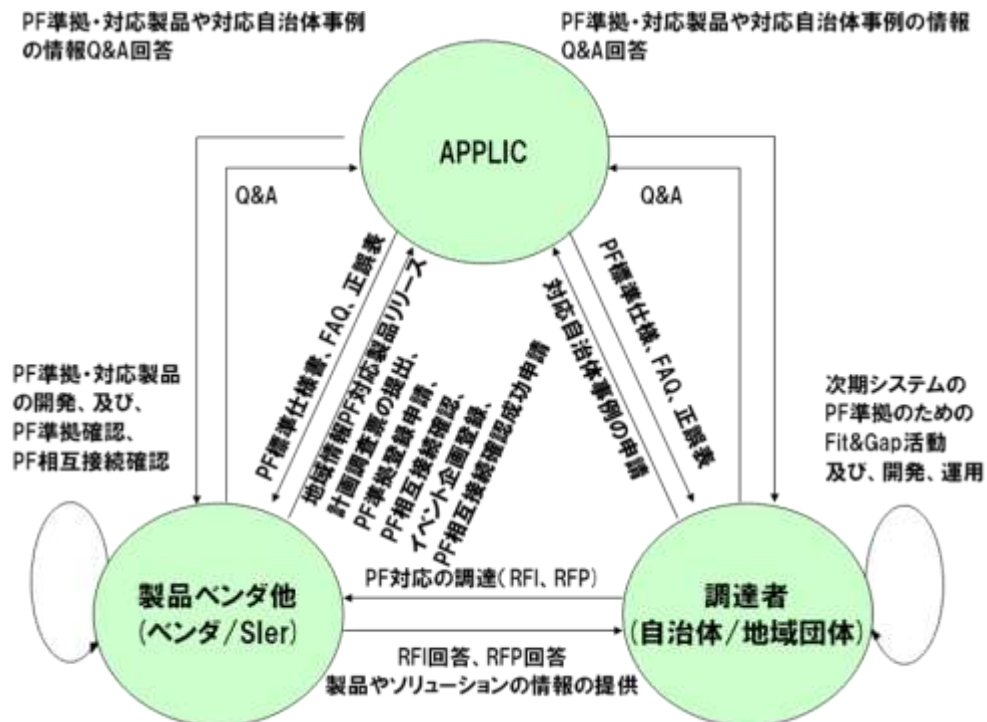


図 1. 5 APPLIC と団体間の情報フローの概要

表 1. 1 APPLIC と団体間の情報フローに関する用語解説

用語（別の呼び方）	用語の解説
PF 準拠登録申請	製品ベンダ他（ベンダ/Sler）が、各種システム製品等の PF 準拠確認を実施した結果を PF 準拠確認チェックリスト用紙に記入し、APPLIC へ申請すること。
PF 準拠登録製品	PF 準拠登録申請し、APPLIC に受領され、APPLIC から公開された製品のこと。
PF 対応製品リリース計画調査票の提出	製品ベンダ他が PF 標準仕様への対応にあたり、各種システム製品等のリリース計画を表明するため、PF 対応製品リリース計画調査票に記入し、APPLIC へ提出すること。
PF 対応表明製品	PF 対応製品リリース計画調査票を提出し、APPLIC から公開された製品のこと。
PF 準拠・対応製品	PF 準拠登録製品と PF 対応表明製品の総称。 ※PF 準拠・対応製品以外は各種システム製品等と表現する。
PF 相互接続確認イベント企画登録	相互接続主催事務局団体が、イベントを企画・開催する際、相互接続主催事務局団体名、実施内容概要、等を APPLIC へ提出すること。
PF 相互接続確認成功申請	PF 相互接続確認を実施した製品ベンダ他同士が、成功した事実を共同で APPLIC へ申請すること。
対応自治体事例の申請	自治体が、地域情報 PF 対応のシステム開発等に関する取り組み事例を、APPLIC へ申請すること。
正誤表 (ERRATA)	PF 標準仕様内の明らかなミスを整理し、APPLIC から公開されたもの。
FAQ	PF 標準仕様等に関する、よくある質問と回答。APPLIC に提出された Q&A の中から、よくある問合わせに対する回答を集めて公開されたもの。
Q&A	PF 標準仕様に関する問合わせやその回答を、Q&A 用紙を用いて行うこと。

PF 準拠確認と PF 相互接続確認のプロセスとステップの概要を図 1. 6 に示す。

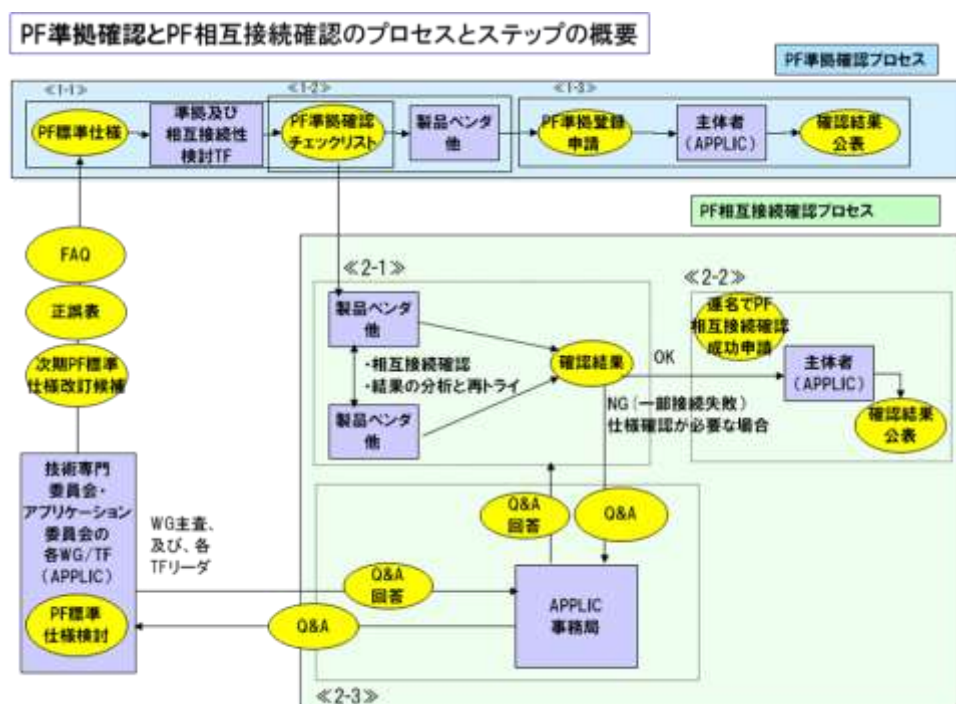


図 1. 6 PF 準拠確認と PF 相互接続確認のプロセスとステップの概要

（１） PF 準拠確認プロセス

PF 準拠確認プロセスは、下記の３つのステップから構成される。

- 《1-1》 PF 標準仕様からの PF 準拠確認チェックリストの作成（APPLIC）
- 《1-2》 PF 準拠確認チェックリストを使った申請者の自己確認（申請者）
- 《1-3》 申請者から APPLIC への PF 準拠確認チェックリストのチェック結果の登録申請と APPLIC からの公開（申請者⇒APPLIC）

（２） PF 相互接続確認プロセス

PF 相互接続確認のプロセスは、下記の３つのステップから構成される。

- 《2-1》 PF 相互接続確認の実施（申請者）
- 《2-2》 PF 相互接続確認成功申請の APPLIC への登録と公開（申請者⇒APPLIC）
- 《2-3》 PF 相互接続確認実施の確認結果 Q&A の受領と回答（APPLIC）

1. 5 PF 準拠確認仕様と PF 相互接続確認仕様のロードマップ

PF 準拠確認仕様のロードマップとして、下記の２点を記載する。

- （１） 前提とする PF 標準仕様のバージョンアップに伴う PF 準拠確認仕様の考え方
- （２） 前提とする PF 標準仕様のバージョンアップに伴う PF 準拠確認仕様・PF 相互接続確認仕様の検討と公開

(1) 前提とする PF 標準仕様のバージョンアップに伴う PF 準拠確認仕様の考え方

PF 準拠確認仕様のロードマップは、PF 標準仕様のバージョンアップと関連して考える必要がある。PF 準拠確認仕様では、各種システム製品等に対して、以下の考え方に従い、PF 準拠を確認する方針とする。

- ① 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様：法改正、および業務ユニットの追加・変更に伴った業務標準仕様のバージョンアップ・リビジョンアップに合わせて見直しを行う。
- ② アーキテクチャ標準仕様、プラットフォーム通信標準仕様：短期的な仕様変更はない前提とする。ただし、PF 相互接続確認の結果（標準仕様を補強する内容）を一定期間の間隔でフィードバックする。
- ③ GIS 共通サービス標準仕様：バージョンアップ・リビジョンアップに合わせて見直しを行う。
- ④ 防災業務アプリケーションユニット標準仕様：バージョンアップ・リビジョンアップに合わせて見直しを行う。

バージョンアップに関し今後考えられる、PF 標準仕様の改訂内容を図 1. 7 に示す。

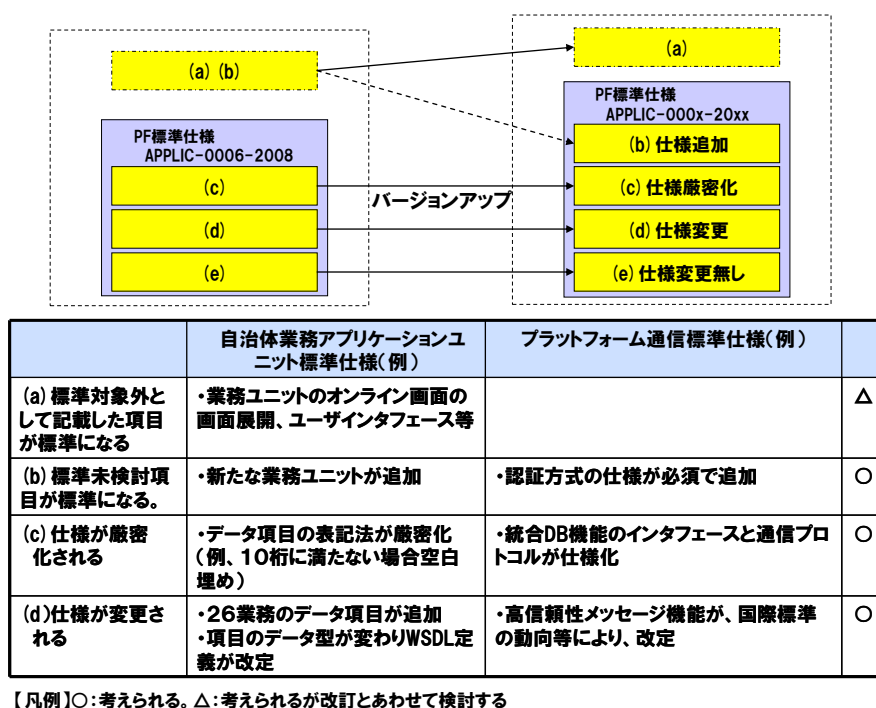


図 1. 7 バージョンアップに関し今後考えられる、PF 標準仕様の改訂内容

(2) 前提 PF とする標準仕様のバージョンアップに伴う PF 準拠確認仕様・PF 相互接続確認仕様の検討と公開

PF 標準仕様の新バージョンがリリースされた後、早い時期に PF 準拠確認チェックリストをリリースする必要がある。ただし、PF 準拠確認仕様、PF 相互接続確認仕様の公開については、PF 標準仕様の新バージョンリリース後、開発期間の考慮が必要である。

2. PF 準拠確認仕様

本章にて、PF 準拠に関する考え方、定義、および確認方法について規定する。

2. 1 PF 準拠確認仕様の対象範囲

(1) PF 準拠確認仕様の対象となる PF 標準仕様

本仕様が対象とする、PF 標準仕様を図 2. 1 に示す。

		業務モデル標準	サービス協調技術標準
地域情報プラットフォーム標準仕様書		自治体及び民間が提供する地域情報サービスの連携に必要な業務アプリケーションユニットのインタフェース仕様 ◆自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 ◆防災業務アプリケーションユニット標準仕様	サービス連携を支える基盤アプリの諸要件・プロトコル等を取り決めた仕様 ◆アーキテクチャ標準仕様 ◆プラットフォーム通信標準仕様
		GISを活用した業務ユニット、アプリケーションを構築するための共通仕様 ◆GIS共通サービス標準仕様	
		各種システム製品等の地域情報PF準拠及び相互接続を確認する仕様 ◆地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様	
		仕様に準拠したサービス基盤、および業務アプリケーションを導入する調達者向けに必要な事項を、とりまとめたもの(指針) ◆地域情報プラットフォームガイドライン	
	その他	◆地域情報プラットフォーム基本説明書 ◆地域情報プラットフォーム標準仕様運用規則	
資料参考		◆地域情報プラットフォームガイドライン 技術解説 要約 ◆地域情報プラットフォームにおけるGIS共通サービス基本提案書	

図 2. 1 PF 準拠確認仕様が対象とする PF 標準仕様

OPF 標準仕様 (APPLIC-0009-2010) を対象とする。

○業務モデル標準：

- ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V2.2 で規定した仕様。
業務ユニットは、26 業務を対象とする。
- ・防災業務アプリケーションユニット標準仕様 V1.0 で規定した仕様。

○GIS 共通サービス標準：

- ・GIS 共通サービス標準仕様 V2.2 を対象とする。

○サービス協調技術標準：

- ・アーキテクチャ標準仕様 V2.1、および、プラットフォーム通信標準仕様 V2.1 を対象とする。

(2) PF 準拠確認仕様の対象となる各種システム製品等の考え方

PF 準拠確認仕様の対象となる各種システム製品等は、「製品ベンダ他の提供する各種システム製品等（ユニット系製品（業務ユニット、GIS ユニット、防災情報共有ユニット）、サービス基盤製品）」とする。

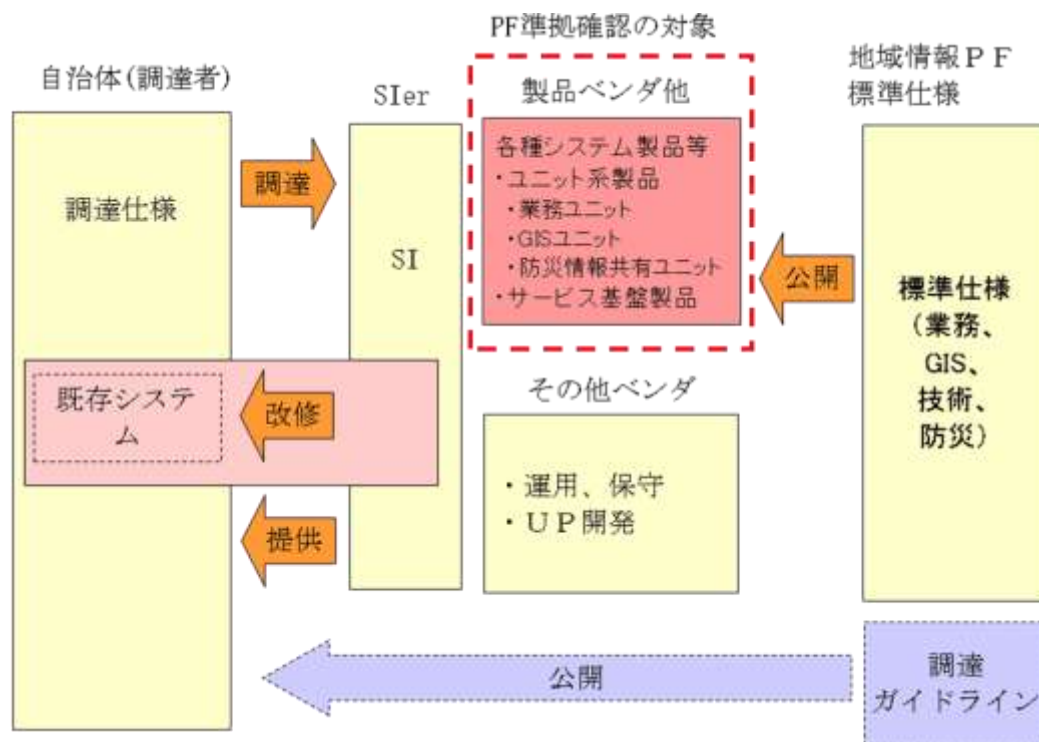


図 2. 2 PF 準拠確認仕様の対象となる各種システム製品等の考え方

(3) PF 準拠確認仕様の対象となる各種システム製品等の範囲

PF 準拠確認仕様の対象とする各種システム製品等は、「製品ベンダ他の提供する各種システム製品等（ユニット系製品やサービス基盤製品）」を指す。図 2. 3 に、PF 準拠確認の対象となる各種システム製品等の分類を記載する。具体的には、下記に示す製品に大きく分類される。

- ・ サービス基盤製品（PF 通信製品、BPM 製品、統合 DB 製品）
- ・ ユニット系製品
 - ・ 業務ユニット製品（26 業務の何れかを実装した製品）
 - ・ GIS ユニット製品
 - ・ 防災情報共有ユニット製品

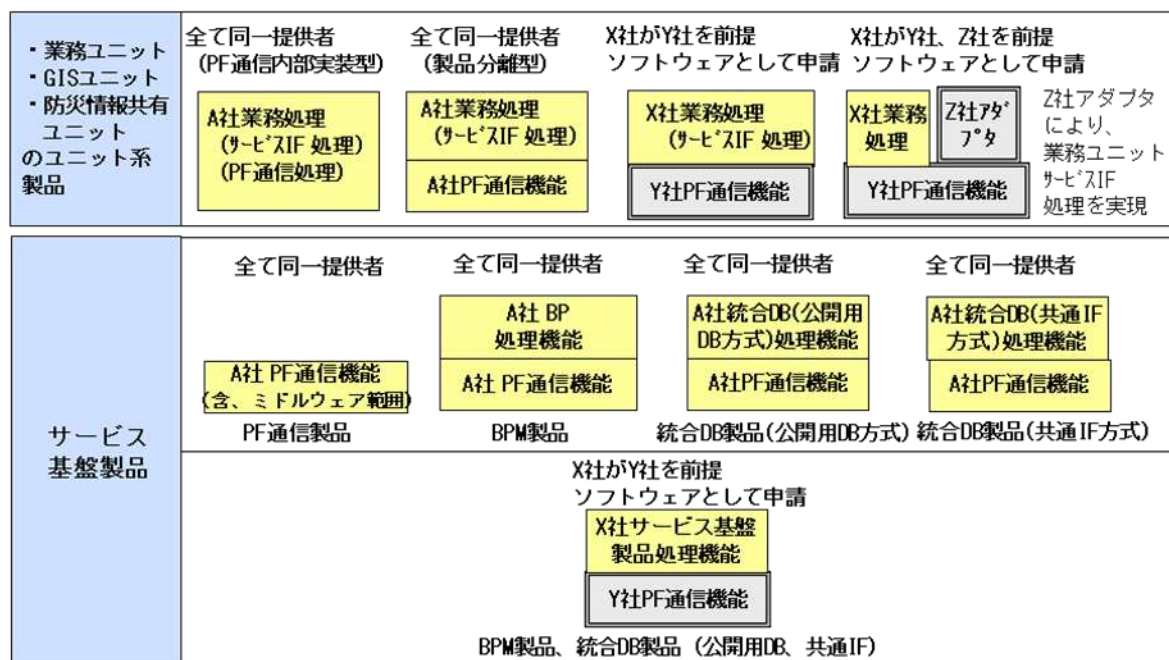


図2. 3 PF 準拠確認の対象となる各種システム製品等

2. 2 PF 準拠の定義

本仕様において、PF 準拠していることの確認は、下記とする。

「製品ベンダ他の各種システム製品等（業務ユニット製品、GIS ユニット製品、防災情報共有ユニット製品、および、サービス基盤製品）が、PF 標準仕様の規定事項に準拠しているか確認すること」

また、準拠していることを確認できた製品を「PF 準拠している」といい、確認作業を「PF 準拠確認」と呼ぶ。

確認結果を APPLIC へ登録することを、「PF 準拠登録申請」と呼ぶ。

2. 3 PF 準拠していることの確認方法

（１）PF 準拠の確認の流れ

PF 準拠している各種システム製品等を調達者が知るまでの流れのイメージを図 2. 4 に示す。

PF 準拠登録申請は、製品ベンダ他の各種システム製品等が PF 標準仕様に準拠しているかを確認し、その結果を APPLIC へ登録する制度である。この制度は、PF 準拠・対応製品の調達者である自治体などに、広く PF 準拠・対応製品に関する情報を発信することを目的としている。

PF 準拠登録申請を実施した各種システム製品等の情報は APPLIC の Web サイトへ登録され、公開される。調達者は、この情報を確認することで求める製品に関する情報を迅速に取得できるようになる。

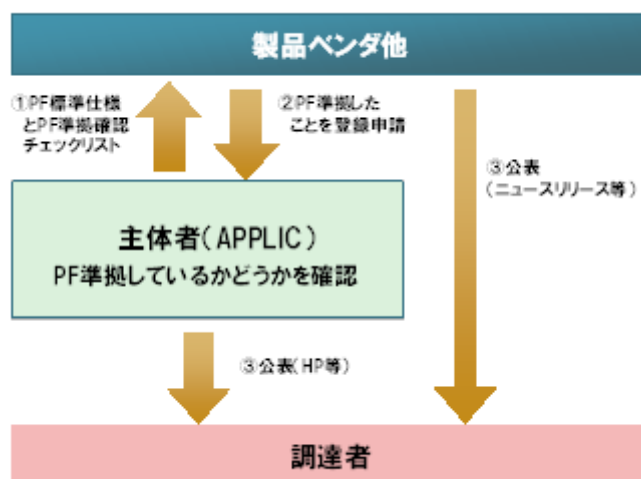


図 2. 4 PF 準拠の確認の流れ

(2) PF 準拠登録申請の条件

PF 準拠登録申請を実施できる製品ベンダ他の条件を以下に記す。

- ・ PF 標準仕様に基づく対応製品を開発し、自治体等へ提供する製品ベンダ他であること。
- ・ PF 準拠登録申請にあたっては、以下の何れかの条件を満たしていること。

PF 準拠登録申請を行う製品がリリース済み、もしくは申請日から3ヶ月以内にリリース（出荷）できること。

（＊）リリース予定が3ヶ月より先のものは、PF 対応製品リリース計画調査票を APPLIC へ提出すること。（リリース予定が3ヶ月以内になれば、PF 準拠登録申請を APPLIC が受け付けられる。）

- ・ PF 準拠登録申請を行う製品についての製品サイト、もしくは問い合わせ窓口が準備されていること。

(3) PF 準拠登録申請の処理フロー

PF 準拠登録申請に関連する処理フローを、図2. 5に記載する。

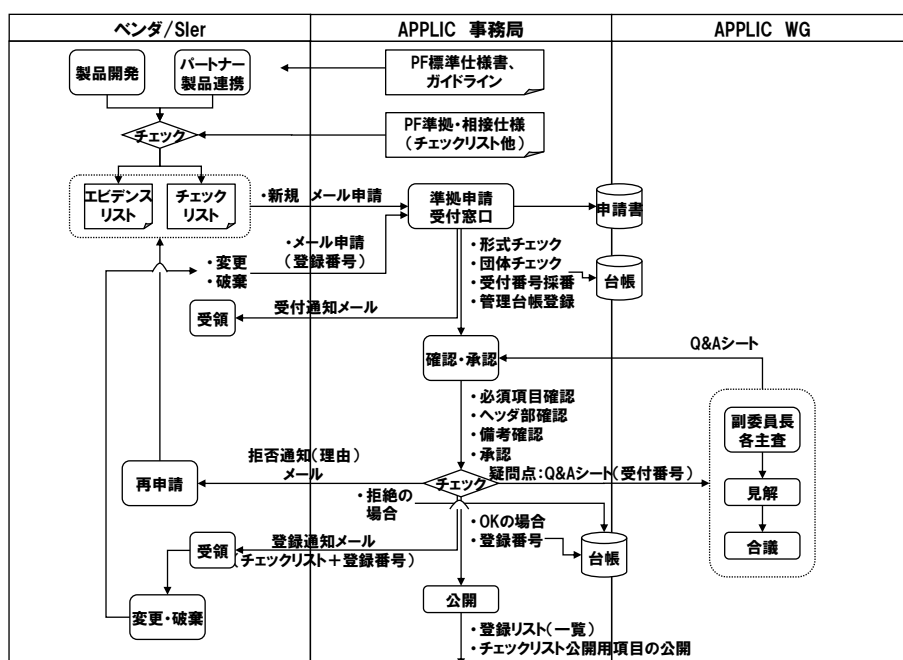


図2. 5 PF 準拠登録申請に関連する処理フロー

(4) PF 準拠の確認方針

PF 準拠の確認方針は、『主体者が申請者（製品ベンダ他）からの「提出物（チェックリスト等）」により確認し、主体者が公表する』とする。

主体者は APPLIC 事務局である。

(5) PF 準拠確認チェックリスト

PF 準拠していることを確認するための資料を「PF 準拠確認チェックリスト」と呼び、図 2. 6 にて PF 準拠確認チェックリストの概要を示す。PF 準拠確認チェックリストは、PF 標準仕様から標準準拠に関する記載を分類し、確認チェック項目（準拠ルール）としたリストであり、申請する製品や申請者等の情報、および、確認チェック項目を確認した結果を、製品・システム確認欄にマークすることにより申請するワークシートである。

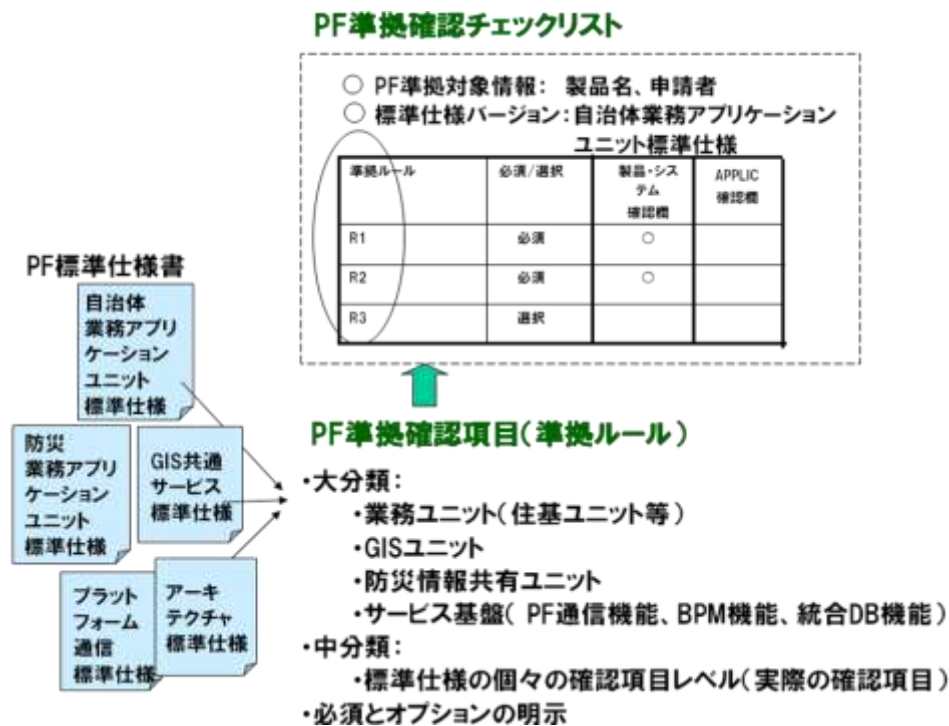


図 2. 6 PF 準拠確認チェックリストの概要

PF 準拠確認チェックリストは、以下の種類がある。

- ・ 業務ユニット製品の PF 準拠確認チェックリスト
- ・ GIS ユニット製品の PF 準拠確認チェックリスト
- ・ サービス基盤製品の PF 準拠確認チェックリスト
 - ・ PF 通信製品用 ・ BPM 製品用
 - ・ 公開用 DB 方式の統合 DB 製品用 ・ 共通 IF 方式の統合 DB 製品用
- ・ 防災情報共有ユニット製品の PF 準拠確認チェックリスト

(6) PF 準拠確認の主体者である APPLIC での確認方法

申請者(製品ベンダ他)は、図 2.7 における(5)のレベルの確認を実施し、確認結果(PF 準拠登録申請)を、(2)のレベルの資料にて、PF 準拠確認の主体者である APPLIC 事務局の PF 準拠登録申請受付窓口へ提出する。APPLIC は、(2)のレベルの資料にて PF 準拠確認を実施し、問題なければ登録・公開する。

自治体等から主体者(APPLIC)に申請内容に対する異議申し立てがあった場合、APPLIC は、申請者にその旨を報告する。申請者は、自治体等からの意義申し立てへの対応として、(5)のレベルの資料の提示が必要になる場合がある。

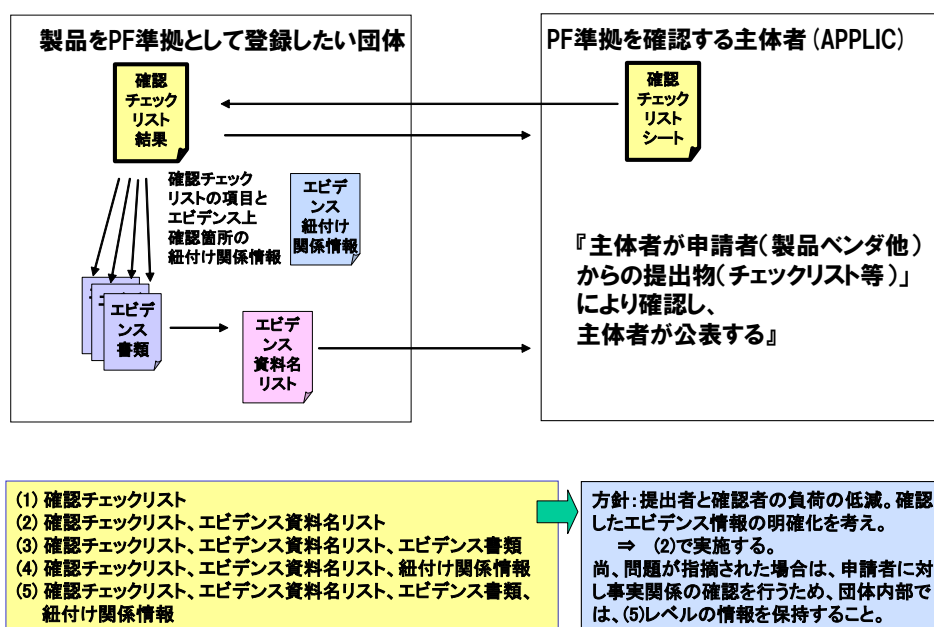


図 2. 7 PF 準拠確認の主体者 (APPLIC) における確認方法 (PF 準拠登録申請)

(7) APPLIC 事務局への PF 準拠登録申請

APPLIC 事務局への PF 準拠登録申請には、「新規申請」と「破棄申請」および「修正申請」がある。製品の新規リリースやバージョンアップ時には、それぞれ下記のように申請する。

◆新規の申請

PF 標準仕様の策定に合わせて、PF 準拠確認チェックリストが策定される。製品ベンダ他は、製品に対し、リリースされた PF 準拠確認チェックリストを元に確認チェックし、PF 準拠登録申請(新規申請)を行う。

◆バージョンアップ時の申請

PF 準拠登録製品をバージョンアップした際、両バージョンとも調達可能な場合や、PF 準拠確認結果に差が生じた場合などは、新バージョンに関して追加で新規申請を行う。

バージョンアップにより、登録済み製品が調達できなくなった場合などは、登録済み製品の廃棄申請とともに、新バージョンに関して新規申請を行う。

◆ 誤記の修正・申請者情報の変更にに関する申請

PF 準拠登録後に申請内容に単純な誤記等を発見した場合や、申請者情報に変更があった場合には、修正申請を行う。

APPLIC への PF 準拠登録申請の考え方を図 2. 8 に示す。

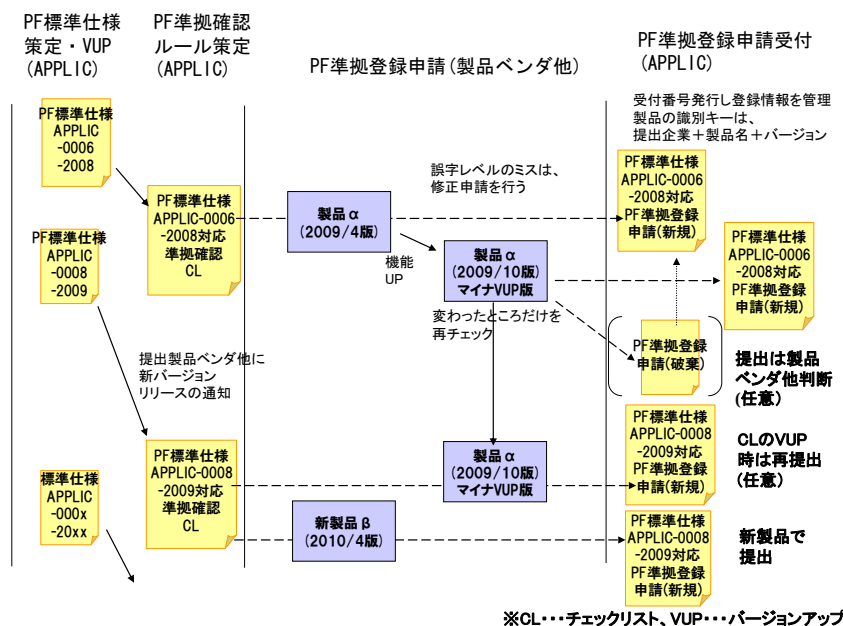


図 2. 8 APPLIC への PF 準拠登録申請の考え方

2. 4 PF 準拠登録申請の結果の発表文面の規定

必要な内容の明示、過大発表の抑制、文面雛形の提供を目的に、PF 準拠登録申請の結果を発表する文面について、下記のとおり規定および指針を示す。

(1) APPLIC の発表内容と文面

APPLIC から発表する内容は下記のようなものとする。

- APPLIC Web ページの準拠登録結果一覧ページに、以下の内容の情報を記載する。
登録番号、団体名、製品名、製品識別情報、対応ユニット、リリース日、
対応地域情報 PF 標準仕様版数、推奨マーク有無、相互接続確認イベント成功申請登録番号
- また、上記の情報に対して、提出された PF 準拠確認チェックリスト本文へのリンクを設定する。

(2) 申請者の発表の指針

申請者から、製品が PF 準拠登録していることを発表する場合は次のようなものが望ましい。

- ・ 【A 社 XXX 製品】は、PF 標準仕様（APPLIC-0008-2009）の PF 通信機能の必須機能に準拠しています。
- ・ 【A 社 XXX 製品】は、PF 標準仕様（APPLIC-0008-2009）の住民基本台帳ユニットと国民健康保険ユニットに準拠しています。
- ・ 【A 社 XXX 製品】は、PF 標準仕様（APPLIC-0008-2009）の PF 通信機能である【B 社 YYY 製品】を前提ソフトウェアとして、【住民基本台帳ユニットと国民健康保険ユニット】に準拠しています。

コラム：自治体（調達者）および Sler と PF 準拠

本仕様では、PF 準拠の対象は、製品ベンダ他が開発する製品とし、自治体（調達者）および Sler が改修した既存システムは、対象外としている。その背景と、自治体（調達者）および Sler における本仕様の活用の考え方をコラムとして記載する。

（１）背景

製品ベンダ他によるシステム製品の PF 準拠と既存システム改修における PF 準拠の違いを以下に示す。

○製品ベンダ他が提供する各種システム製品等

製品ベンダ他は、PF 標準仕様に対応した製品を求める自治体の調達に応えることを目的としていることから、あらかじめ製品としての PF 標準仕様への準拠状況を確認しておく必要があるため、本仕様の対象とした。

○自治体（調達者）および Sler が改修した既存システム

自治体が PF 標準仕様に対応したシステムを導入することの目的としては、住民サービスの向上、IT コストの削減、業務効率の向上などが実現できる PF 標準仕様の「理念」や「考え方」に賛同される場合や、既存システムを改修し PF 対応した実績をアピールしたい場合が多く、PF 標準仕様への準拠状況を確認することがないため、本仕様の対象外とした。

したがって、自治体（調達者）および Sler が改修した既存システムについては、PF 準拠したことに対し、規定を定めないこととした。

（２）PF 準拠の対象となる自治体システムの例と本仕様の活用例

図 2. 9 に自治体システムの PF 準拠の例を示す。

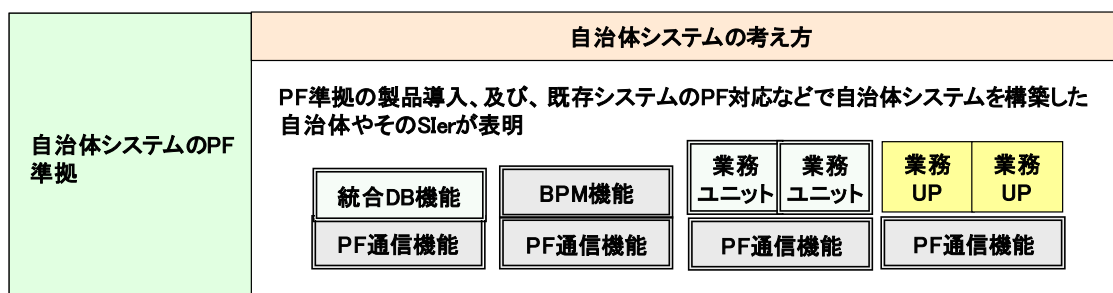


図 2. 9 PF 準拠の対象となる自治体システム

自治体（調達者）が改修された既存システムの PF 準拠を確認する際は、発注先の Sler に本仕様の PF 準拠確認チェックリストの提出を求めることや、PF 準拠確認チェックリストを利用した自己チェックにより、PF 準拠を確認することが可能となる。また、Sler が自治体システムの PF 準拠確認結果について APPLIC に PF 準拠登録申請してもよい。

3. PF 相互接続確認仕様

本章では、PF 相互接続確認仕様について記載する。

3. 1 PF 相互接続確認とその確認方法の概要

PF 相互接続確認とは、PF 準拠登録製品同士を相互に接続し、接続性を確認すること、および、その結果を、APPLIC に申請することである。

PF 相互接続確認仕様では、以下を規定する。

- (1) PF 相互接続確認実績の登録と公開のプロセス
- (2) PF 相互接続確認のテスト手順

PF 相互接続確認の対象は、PF 準拠登録申請した以下の製品とする。

- (1) サービス基盤製品
(PF 通信製品、BPM 製品、統合 DB 製品)
- (2) 業務ユニット製品（26 業務の何れかを実装した製品）
- (3) GIS ユニット製品

なお、他のサービス基盤機能製品については、今後検討する。

3. 2 PF 相互接続確認の考え方

3. 2. 1 PF 相互接続確認の方針

PF 相互接続確認に関する方針を下記に示す。

(1) PF 相互接続確認の確認方法

確認方法として以下の2つの案がある。PF 相互接続確認仕様では、費用面、実施のしやすさから（案1）を採用した。

- （案1）：相互接続を実施したい団体が集まり、数社間と接続確認を行う。
- （案2）：リファレンスインプリ（実装会社が違う数台）を準備し、接続確認を行う。

(2) PF 標準仕様の必須事項とオプション事項について

PF 標準仕様には、必須事項とオプション事項が存在する。PF 相互接続確認仕様では、必須事項に関する範囲を基本として規定する。オプション事項は、基本のバリエーションとして規定する。

(3) PF 相互接続確認のレベル

PF 相互接続確認では、PF 標準仕様に基づいた接続確認を行う初期接続レベルから PF 標準仕様に基づき自治体での運用を考慮した詳細部分の接続確認を行うレベルまでが考えられる。本仕様では、PF 対応製品の普及を目的として、「初期接続レベル」の相互接続確認を規定する。今後、PF 標準仕様を活用したシステムの自治体への導入が開始され、相互接続の事例が蓄積されたタイミングで、障害系等といった詳細部分の相互接続確認項目と実施手順を定めていく考えである。

3. 2. 2 サービス基盤製品の PF 相互接続確認の考え方

サービス基盤製品の PF 相互接続確認に関する考え方を下記に示す。

(1) サービス基盤製品同士の PF 通信レベルの確認を採用

サービス基盤製品同士（PF 通信製品、BPM 製品）の PF 通信レベルでの相互接続を確認できるようにするため、PF 通信レベルでの相互接続テストモデル（ITM）を採用する。

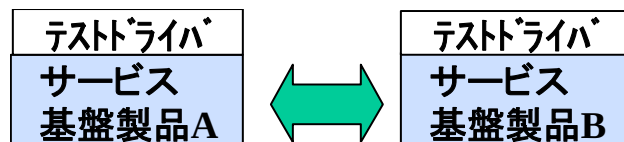


図 3. 1 サービス基盤製品の PF 相互接続確認

3. 2. 3 業務ユニット製品の PF 相互接続確認の考え方

業務ユニット製品の PF 相互接続確認に関する考え方を下記に示す。

(1) 業務ユニット製品とサービス基盤製品との PF 通信レベルの確認を採用

業務ユニット製品とサービス基盤製品（PF 通信製品、BPM 製品、統合 DB 製品）との PF 通信レベルでの相互接続を確認できるようにするため、PF 通信レベルでの相互接続テストモデル（ITM）を採用する。

これにより、業務ユニット製品ベンダ他が PF 通信機能を独自開発した場合や PF 通信製品を前提として開発した業務ユニット製品について、PF 通信レベルでの相互接続を確認することができる。

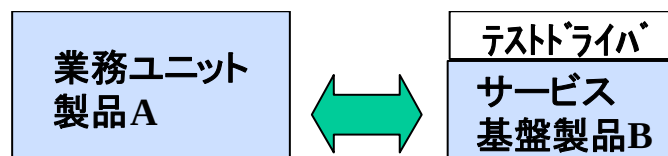


図 3. 2 業務ユニット製品の PF 相互接続確認

(2) 業務ユニット製品と業務ユニット製品内の PF 通信レベルの確認を採用

「異なる製品ベンダ他の業務ユニット製品同士が、自治体業務として動作できるか」の確認に関しては、下記の課題が存在する。

- ・ 業務レベルのテストは個別自治体の開発時のシステム連携テストと同程度の複雑さと工数を伴う。
- ・ PF 標準仕様は、業務アプリケーションの内部機能の実装を標準化していないため、テスト仕様を規定できない。
- ・ 全ての業務ユニット総当りでの相互接続は非現実的である。

そこで、業務ユニット製品同士の PF 相互接続確認は、自治体が PF 対応システムを構築し稼働した場合に、その相互接続実績を事例登録する方法（「対応自治体事例の申請」）を活用する方針とする。

一方、業務ユニット製品同士が PF 通信レベルで相互接続できるかの確認は、実施可能であるとする。具体的には、図3. 3に示すような業務ユニット製品同士での PF 通信レベルでの相互接続テストモデルを採用する。

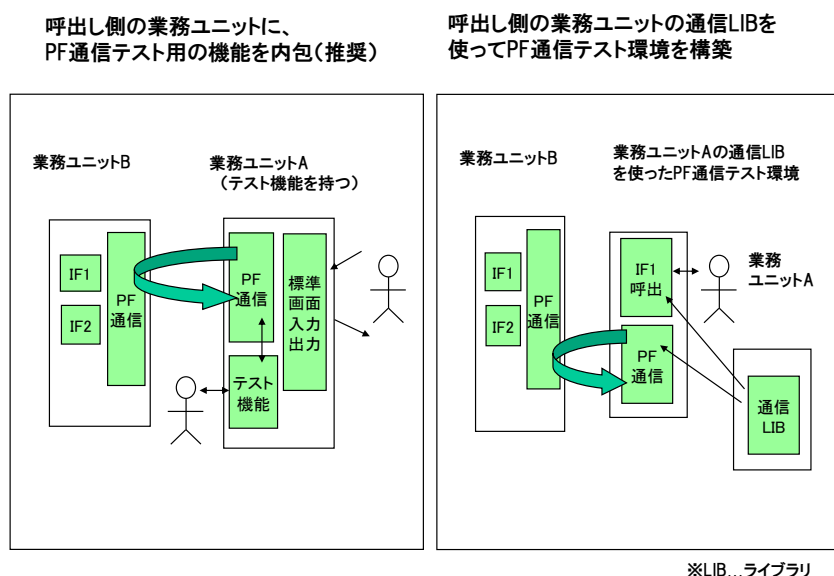


図3. 3 業務ユニット製品同士の PF 通信レベルの PF 相互接続確認

3. 2. 4 GIS ユニット製品の PF 相互接続確認の考え方

GIS ユニット製品の PF 相互接続確認に関する考え方を下記に示す。

GIS ユニットは、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様で規定されている業務ユニットとは異なり、業務ユニットから付加機能として使われることを想定された共通系業務ユニットである。

（1）GIS ユニット製品とサービス基盤製品の PF 通信レベルの確認を採用

GIS ユニットには、自治体アプリケーションユニット標準仕様で規定されている業務ユニットと同様に標準インターフェースが存在する。したがって、3. 2. 3（1）と同様の PF 通信レベルでの相互接続テストモデルを採用する（図3. 4の上部）。

（2）GIS ユニットと GIS クライアント（仮称）の確認を採用

GIS ユニットは、GIS ユニットの標準インターフェースを呼び出す GIS クライアント（仮称）の概念が存在する。そこで、GIS ユニット製品と GIS クライアント（仮称）での相互接続テストモデルを採用する（図3. 4の下部）。

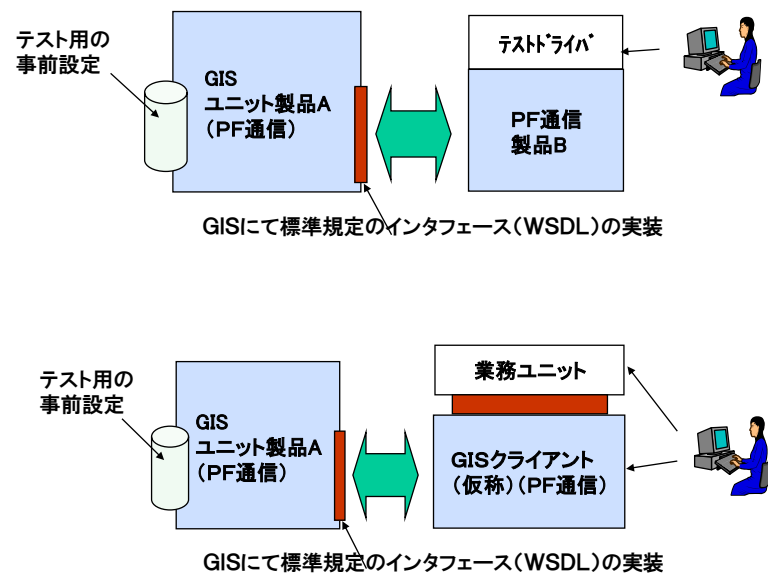


図3. 4 GISユニット製品に関連するPF相互接続確認

3. 3 PF相互接続確認と申請

PF相互接続確認と申請方法について図3. 5にまとめる。

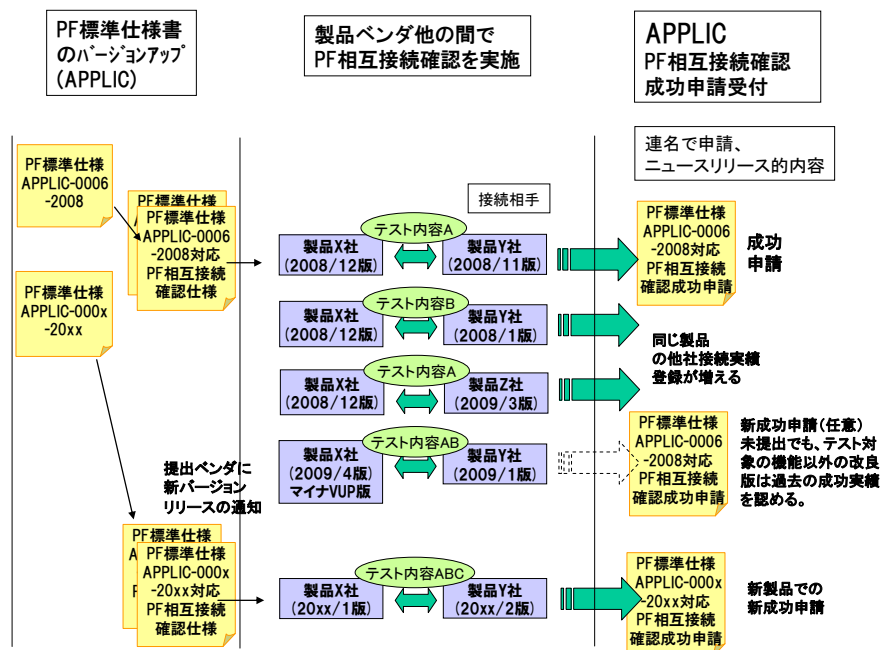


図3. 5 PF相互接続確認の申請方法

相互接続確認の団体別全組み合わせ

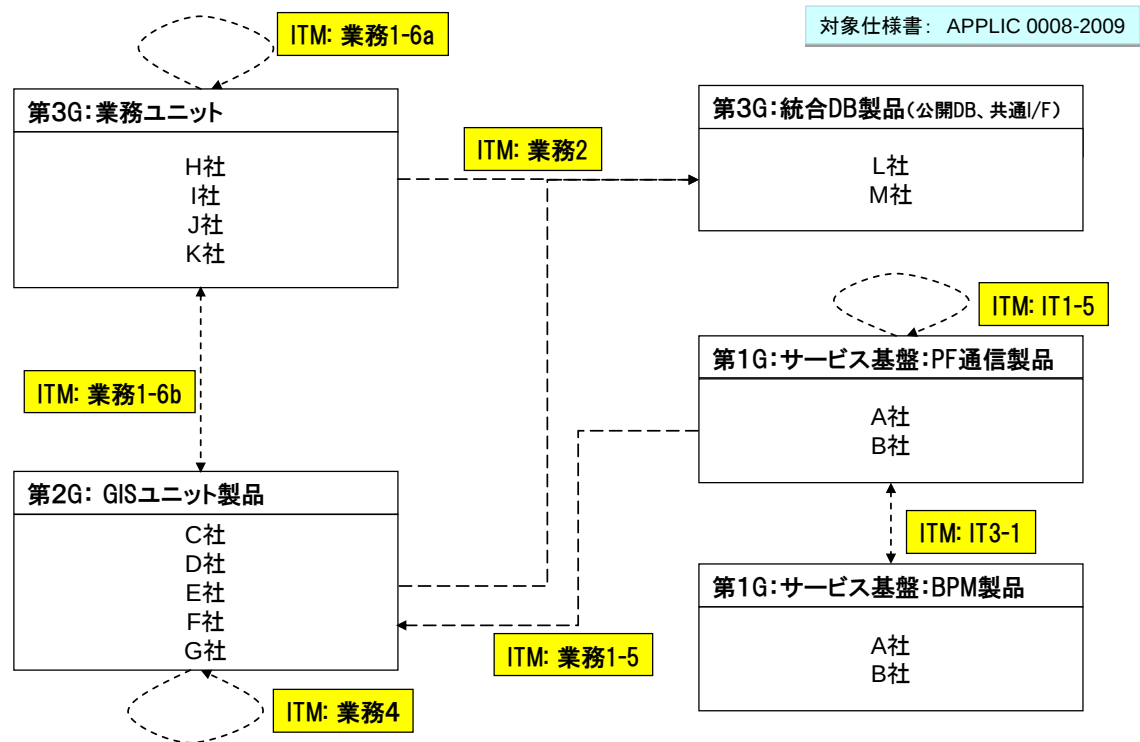


図 3. 7 相互接続確認の団体別全組み合わせの例

相互接続確認テスト 接続実績表

リクエスト側 レスポンス側	団体名	第1G(サービス基盤)							第2G(GIS)				第3G(業務、統合DB)			
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社 (1 住民基本台帳)	I社 (1 住民基本台帳)	J社 (1 住民基本台帳)	K社 (50 財務会計)	H社 (1 住民基本台帳)	I社 (1 住民基本台帳)	J社 (1 住民基本台帳)	K社 (50 財務会計)
第1G (サービス基盤)	A社		(A-1G-01)													
	B社	(A-1G-02)														
	C社	(1G2G-01)														
	D社			2G-05	2G-01	2G-02	2G-03	2G-04	3G2G-01	3G2G-02	3G2G-03	3G2G-04				
第2G(GIS)	E社			2G-06		2G-07	2G-08	2G-09	3G2G-05	3G2G-06	3G2G-07	3G2G-08				
	F社			2G-09	2G-10		2G-11	2G-12	3G2G-09	3G2G-10	3G2G-11	3G2G-12				
	G社	(1G2G-02)		2G-13	2G-14	2G-15		2G-16	3G2G-13	3G2G-14	3G2G-15	3G2G-16				
	H社	(1G2G-03)		2G-17	2G-18	2G-19	2G-20									
第3G(業務、統合DB)	I社 (1 住民基本台帳)			2G3G-01			2G3G-02			3G-01	3G-02	3G-03				
	J社 (1 住民基本台帳)			2G3G-03			2G3G-04				3G-05	3G-06				
	K社 (50 財務会計)			2G3G-05			2G3G-06			3G-08		3G-09				
	L社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)								3G-11	3G-12		3G-13				
	M社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)								3G-14	3G-15		3G-16				
	N社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)											3G-17				
	O社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)											3G-18				
	P社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)											3G-19	3G-20	3G-21	3G-22	
	Q社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)											3G-23	3G-24	3G-25		
	R社 (共通IF方式及び公開用DB方式) (住基インタフェースで対応)															

図 3. 8 相互接続確認テスト接続実績表の例

3. 4 PF 相互接続確認の実施手順の概要

PF 相互接続確認の実施手順の概要を図 3. 9 に示す。

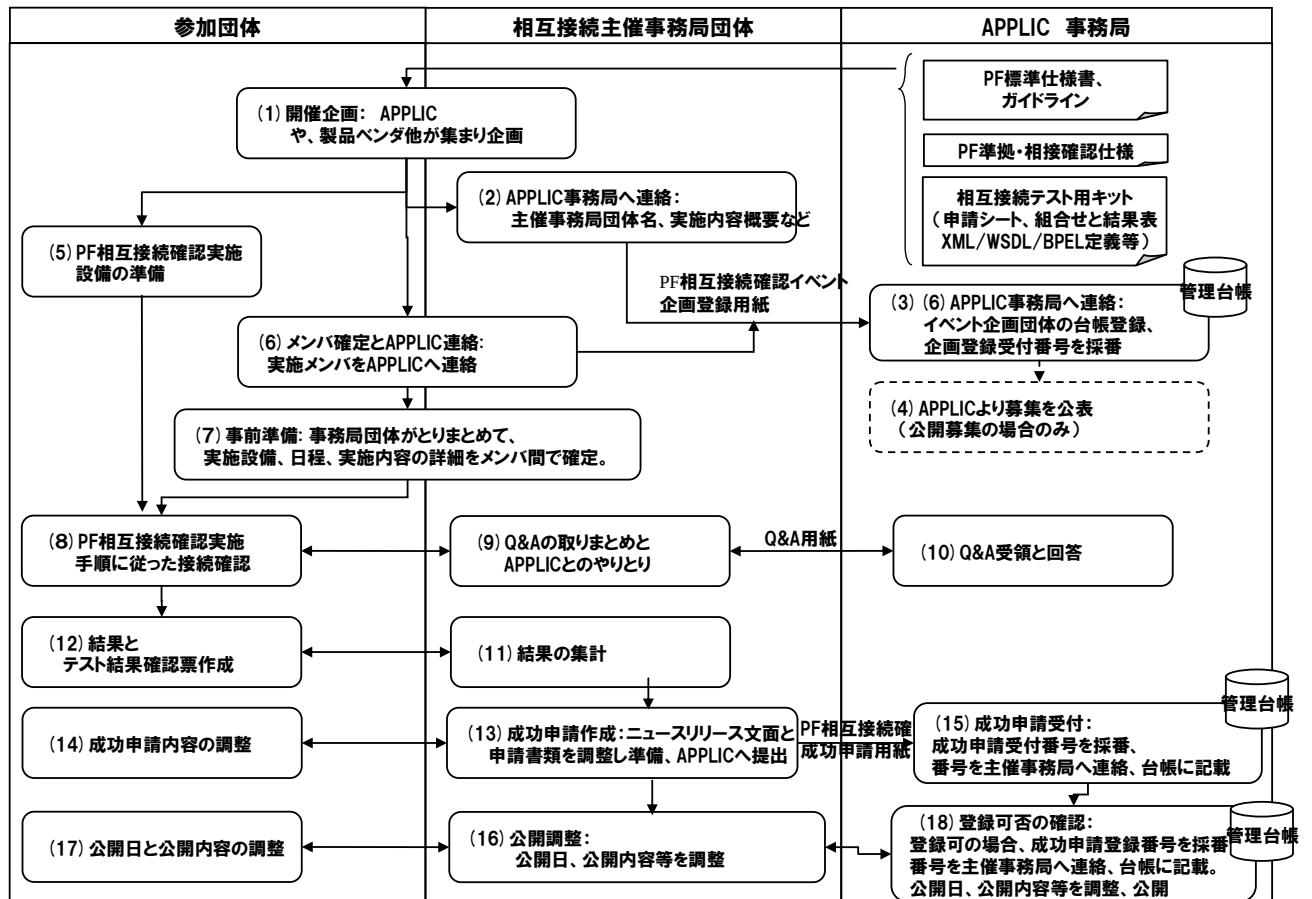


図 3. 9 APPLIC PF 相互接続確認の実施手順の概要

PF 相互接続確認実施の詳細は、付録の「付録 1 APPLIC PF 相互接続確認 実施手順書」を参照。

また、付録の「付録 10 相互接続確認用テスト用ツールキット一覧」は、PF 相互接続確認イベントのイベント企画から、実施準備、結果報告にいたる各種ツールの一覧である。

付録1 APPLIC PF 相互接続確認 実施手順書

0. 目的

本資料は、PF 標準仕様に基づき、PF 準拠登録製品の PF 相互接続確認において、確認実施担当者が行うべき手順を整理したものである。PF 相互接続確認では、PF 標準仕様を細かく相互接続するのではなく、PF 標準仕様の代表的な機能を選択した相互接続テストモデル（ITM）に基づき実施する。実施形態は、数社による集合型相互接続方式とする。

PF 相互接続確認イベントの全体のステップを、図1に示す。

PF相互接続確認イベント:

◆「募集=>テスト=>報告」の流れにより、製品ベンダ他が集まり、PF相互接続確認を成功させ、アピールできる流れを作る。

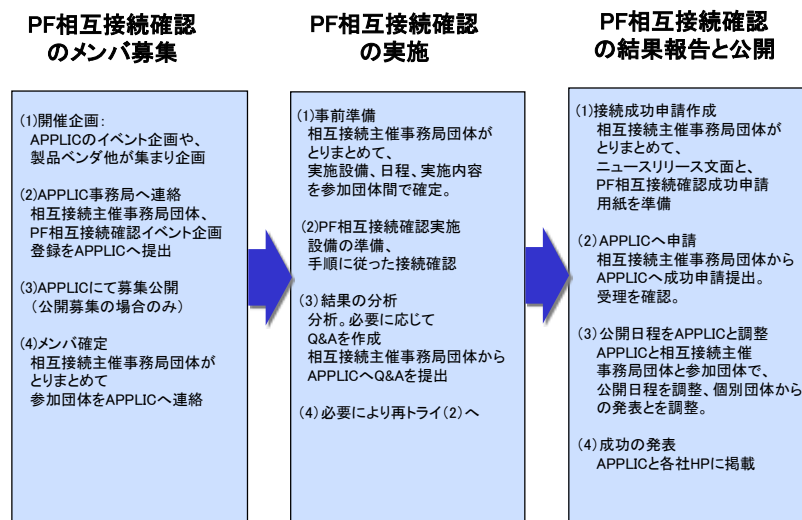


図1 PF 相互接続確認の全体ステップ

本資料では、下記の内容を具体的に記述する。

- 1 章、相互接続確認主催事務局団体と参加団体の準備
- 2 章、PF 相互接続確認当日の実施
- 3 章、PF 相互接続実施結果の整理と報告
- 4 章、相互接続テストモデル（ITM）

1. 相互接続確認主催事務局団体と参加団体の準備

1. 1 相互接続確認主催事務局団体の役割と準備

- ① 事務局の確定と、テスト範囲、対象とする標準書バージョン、テスト日程、募集要綱の作成
- ② 参加団体（PF 準拠登録申請している団体）への募集通知と参加団体からの登録
会社名、代表者（正/副）（氏名、所属、電話、e-mail）、ENDPOINT 情報、
参加する相互接続テストモデル（ITM）の選択
- ③ APPLIC PF 相互接続確認イベント企画登録
- ④ 参加登録した団体の一覧と相互接続テストモデル確認組み合わせを決定
- ⑤ 確認環境の準備（部屋、電源、LAN、ハブ、ホワイトボード）
- ⑥ 参加団体の設定情報の決定と通知
（確認実施日時、場所、接続先団体情報、接続先 IP アドレス、サブネットマスク）

1. 2 参加団体の準備

- ① 事前の参加申し込み（相互接続テストモデル（ITM）の選択、自社情報等）
参加団体の担当者：窓口になる方（会社として判断できる方）と製品担当技術者が数名
- ② 相互接続テストモデルのテストデータ、WSDL 等の準備
- ③ 対象製品のシステム設定とテストドライバの準備、自社内での事前確認、参加団体間における
製品や実装依存する接続仕様の事前確認
- ④ 相互接続テスト環境、（図 2 参照）と、事務処理用 PC、その他の機材の準備
- ⑤ システムバックアップデータ
- ⑥ APPLIC PF 相互接続確認 実施手順書（本書）

▲ テスト環境の準備：

- ・自社テストマシン準備(移設可能なもの)し、前提OS,DB,ミドルウェアをインストール
- ・ITMを選定し、指定されたWSDL定義に基づき、テストドライバを開発する
- ・指定のテストデータを、テストマシンに設定する。
- ・通信ログを観測するツールを準備する
- ・テストマシンを2台準備し、テスト参加するオペレータは、テスト手順に従い、
自社内での模擬テストを実施する。
- ・当日の相手と自社のIPアドレスを含むENDPOINT情報の、
自社分や、相手の呼び出し部分を設定する。

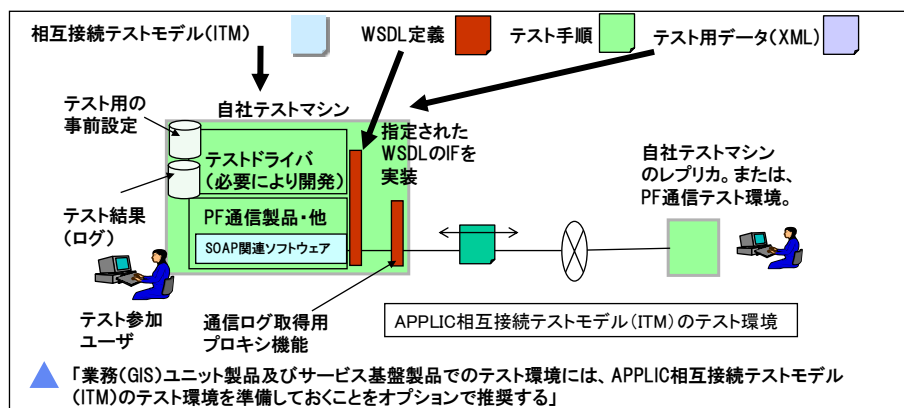


図 2 相互接続テスト環境

2. PF 相互接続確認当日の実施

2. 1 PF 相互接続確認実施当日の事前準備

- ① 相互接続確認用端末の設置／ネットワーク接続を行う（PING で相手確認）。
- ② 相互接続確認用端末の PF 準拠登録製品を起動
- ③ テストマシンの時刻合わせを実施する。
- ④ 相互接続確認用端末内で PF 準拠登録製品の動作確認を行う。

2. 2 PF 相互接続確認当日の実施ステップ

相互接続テストモデル（ITM）別に、参加団体が相互接続確認を実施する。以下、サービス基盤製品同士を例にした実施ステップ概要を記す。

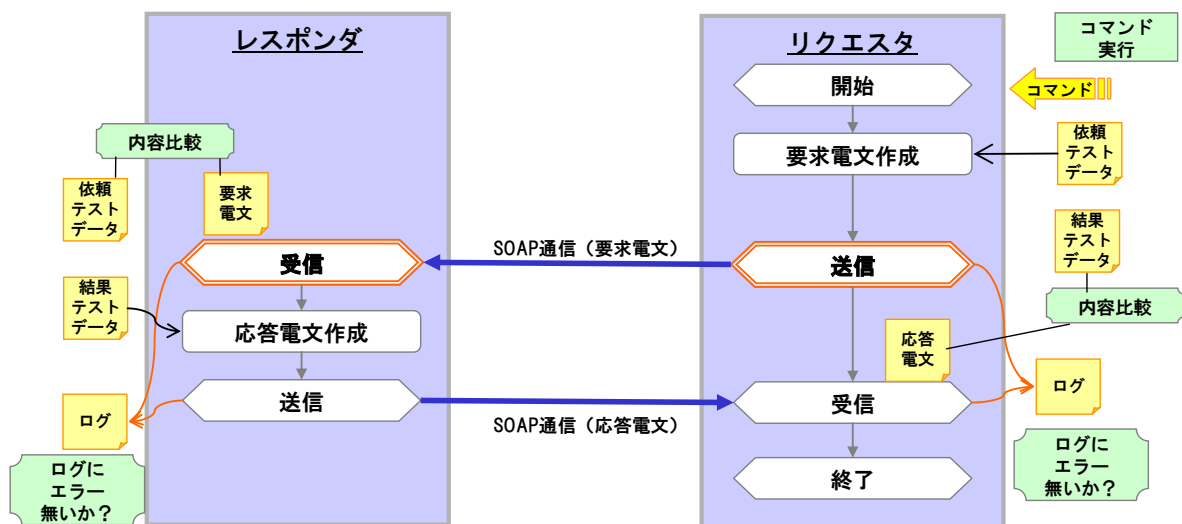


図3 PF 相互接続確認におけるシステム動作シーケンス

(a) 自社が送信側（リクエスタ側）の場合

- ① 自社テストマシンにレスポнда側端末へ送信する依頼テストデータを設定する。
- ② 自社テストマシンのテストドライバのコマンド実行し、PF 準拠のサービス基盤製品から要求電文を送信する。
SOAP メッセージのログを取得する。ログにエラーがないか確認する。
- ③ 自社テストマシンの PF 準拠のサービス基盤製品で応答電文を受信する。
SOAP メッセージのログを取得する。ログにエラーがないか確認する。
- ④ 事前に入手済みの結果テストデータと応答電文を比較し、内容が一致していることを確認する。
- ⑤ 接続が成功した場合、3.2 で示す、相互接続確認結果報告票に必要な情報を記載し署名する、レスポнда側に、内容を確認してもらう。

(b) 自社が受信側（レスポнда側）の場合

- ① 自社テストマシンにリクエスタ側端末へ返信する結果テストデータを設定する。
- ② 自社テストマシンの PF 準拠のサービス基盤製品にて要求電文を受信する。

SOAP メッセージのログを取得する。ログにエラーがないか確認する。

- ③ 上記②で取得した要求電文と事前に入手した依頼テストデータを比較し内容が一致していることを確認する。
- ④ 自社テストマシンの PF 準拠のサービス基盤製品で応答電文を返信する。
SOAP メッセージのログを取得する。ログにエラーがないか確認する。
- ⑤ リクエスタ側が作成した相互接続確認結果報告票の内容を確認し署名する。

※ リクエスタ側とレスポнда側の両方を実施する。

※ 事務局が準備する組み合わせごとに上記を繰り返す。（参加した全団体と実施しない場合がある）

3. PF 相互接続実施結果の整理と報告

3. 1 PF 相互接続確認の結果の確認

PF 相互接続確認の実施結果について、下記を実施する。

- (1) 相互接続テストモデル別に、出力されたログをもとに、成功か失敗か確認する。
- (2) 失敗の場合の原因の判定の可否を確認する。PF 標準仕様で確認が必要な場合は、APPLIC へ問い合わせを行う。（Q&A 用紙）
- (3) 失敗の場合、問題箇所がすぐに修正可能な場合は、修正を行った後、再度 PF 相互接続確認を実施する。

3. 2 PF 相互接続確認の結果の報告票作成

確認結果をもとに、結果の総括、および、エビデンスとなる相互接続確認結果報告票を作成する。

相互接続確認結果報告票には、実施団体と製品区分、テスト実施内容（ITM・インタフェース・日時）、テスト実施結果を記載し、双方（リクエスト側・レスポンス側）の責任者が署名する。

APPLIC 地域情報プラットフォーム 相互接続確認結果報告票			
1. 実施団体と製品区分			
リクエスト側団体		製品名	
		製品区分	
レスポンス側団体		製品名	
		製品区分	
※凡例 製品区分：PF通信/BPM/業務ユニット/GISユニット/GISクライアント/統合DB（公開用DB方式）/統合DB（共通IF方式）			
2. テスト実施内容			
テストモデル (ITM)	APPLIC-00 ____-20 ____ ITM: _____ (※凡例を参照)		
テストで利用したIF	(※凡例を参照)		
テスト実施 年月日	開始日時	西暦	年 月 日 時 分
	終了日時	西暦	年 月 日 時 分
※凡例 ITM: IT1-5/IT3-1/業務1-5/業務1-6/業務3-1/業務4 IF: 1-1/2-1/6-1/地名辞典/地図表示 尚、サービス基盤の通信とBPMのテストでは、未記入でよい。			
3. テスト実施結果			
結果	☐ 成功 ☐ 条件付き成功		
	☐ 問題あり		
結果確認手段・状況			
課題	☐ Q&Aの必要性 ☐ 製品の問題		
[Q&A]の内容			
4. 責任者署名			
リクエスト側			
レスポンス側			
5. テスト組合せ番号		(テスト組合せ番号を記入)	
6. 受付番号 【受付担当者使用欄】		(イベント事務局にて記入)	

図 4 相互接続確認結果報告票

3. 3 PF 相互接続確認関連の APPLIC への申請

PF 相互接続確認実施後、下記の 2 つの場合、APPLIC へ APPLIC 指定の形式で書類を申請する。

(1) PF 標準仕様に関する問い合わせが必要な場合

(a) Q&A (仕様問い合わせ)

PF 標準仕様に関する問い合わせやその回答を、Q&A 用紙を用いて行う。

(2) PF 相互接続確認が成功した場合

(a) PF 相互接続確認成功申請

PF 相互接続確認を実施した製品ベンダ他同士が、成功した事実を共同で APPLIC へ申請する。

APPLIC より問い合わせがある場合があるため、作成した相互接続確認結果報告票を内部エビデンスは保存しておくこと。

4. 相互接続テストモデル (ITM)

4. 1 相互接続テストモデル (ITM) の概要

本章では、PF 相互接続確認のテストモデルである、相互接続テストモデル (ITM) について解説する。
相互接続テストモデル (ITM) は、サービス基盤系と、業務ユニット系がある。図5、図6に示す。

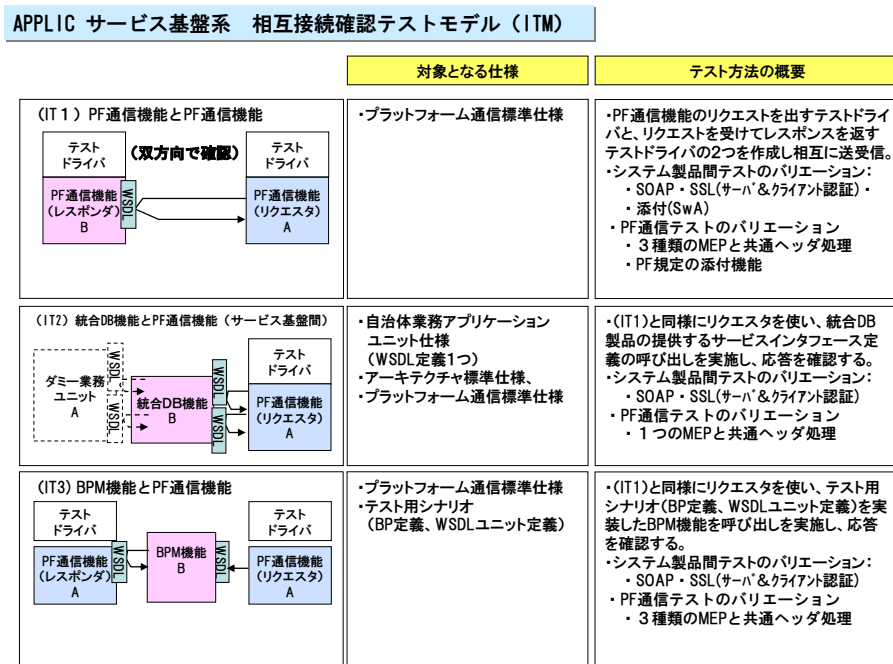


図5 サービス基盤系の相互接続テストモデル (ITM)

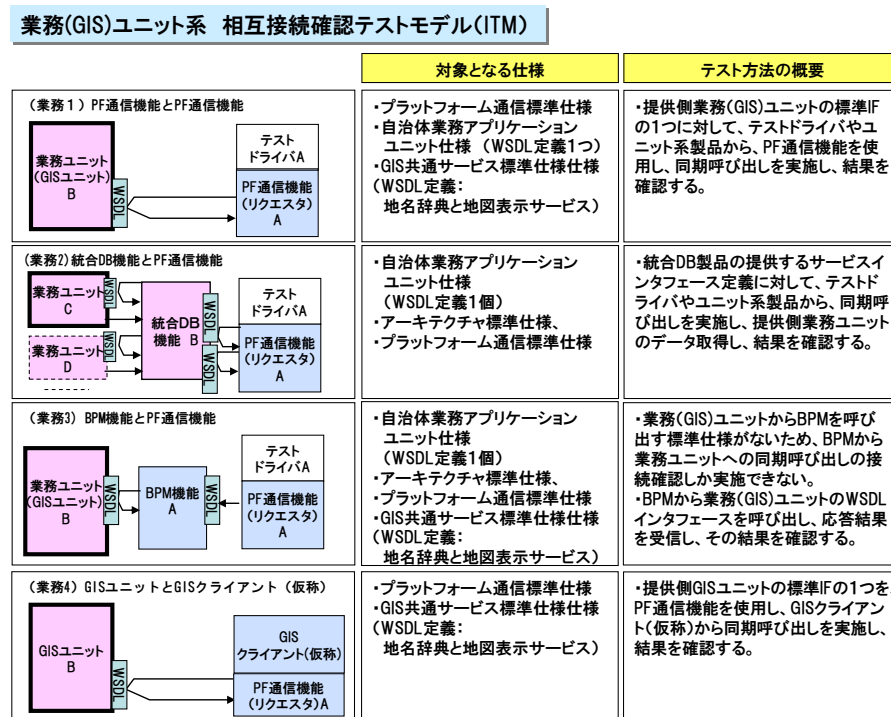


図6 業務ユニット系の相互接続テストモデル (ITM)

4. 2 相互接続テストモデル (ITM) の詳細

(1) PF 通信機能と PF 通信機能の PF 相互接続確認

PF 通信機能間の PF 相互接続確認 (含、業務 (GIS) ユニットと PF 通信機能) の ITM を図 7 に示す。

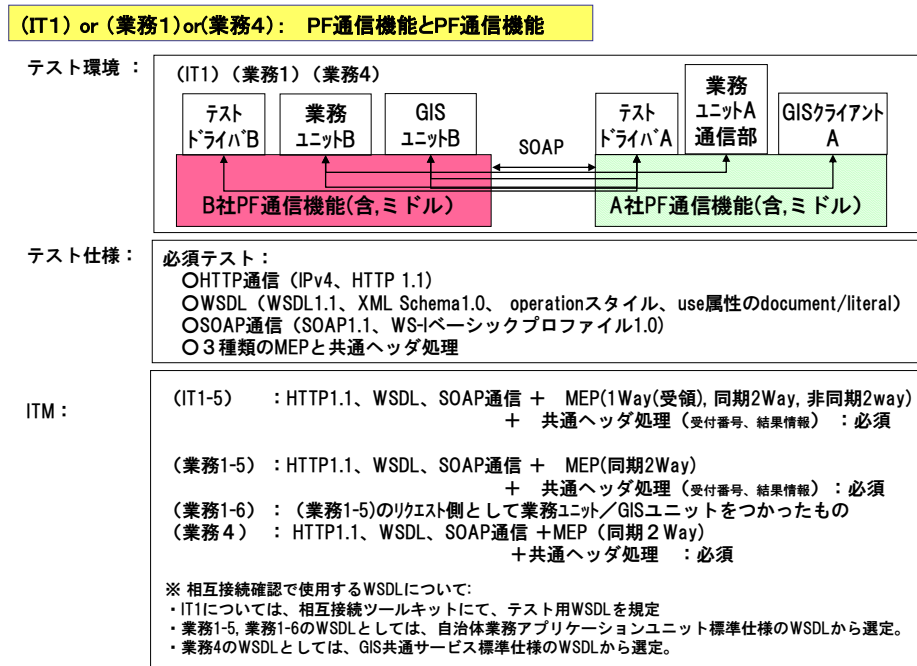


図 7 相互接続テストモデル (ITM) - PF 通信機能間

(2) 公開用 DB 方式の統合 DB 機能と PF 通信機能間の PF 相互接続確認

公開用 DB 方式の統合 DB 機能と PF 通信機能間の PF 相互接続確認の ITM を図 8 に示す。

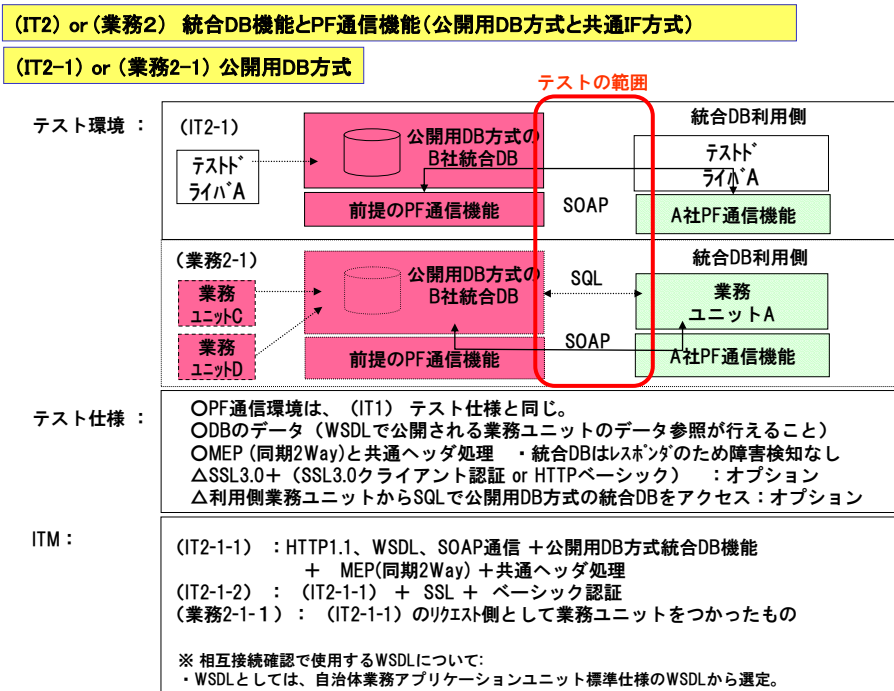


図 8 相互接続テストモデル (ITM) - 公開用 DB 方式の統合 DB 機能と PF 通信機能間

(3) 共通 IF 方式の統合 DB 機能と PF 通信機能間の相互接続確認

共通 IF 方式の統合 DB 機能と PF 通信機能間の PF 相互接続確認の ITM を図 9、図 10 に示す。

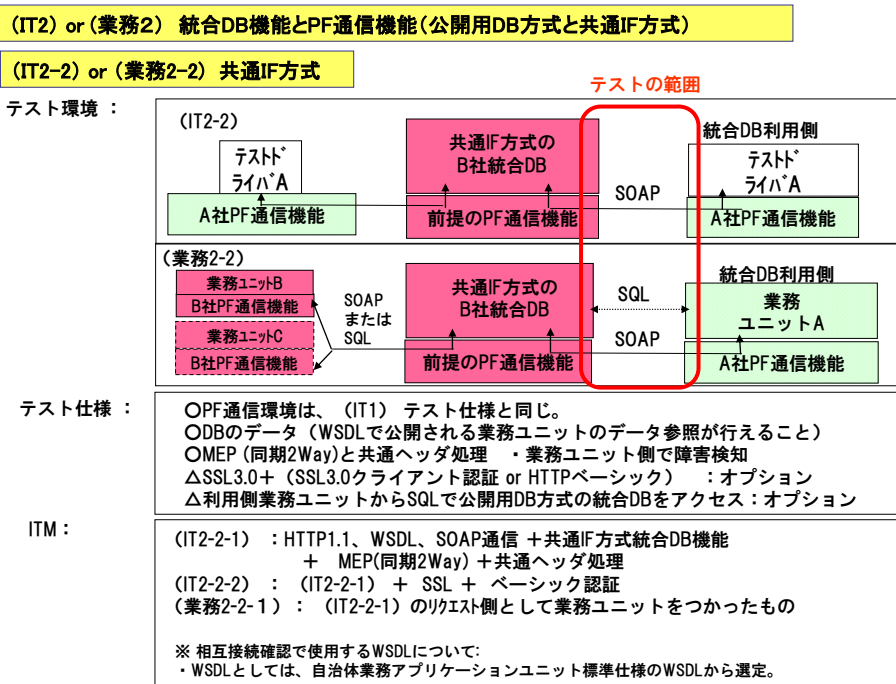


図 9 相互接続テストモデル (ITM) - 共通 IF 方式の統合 DB 機能と PF 通信機能間

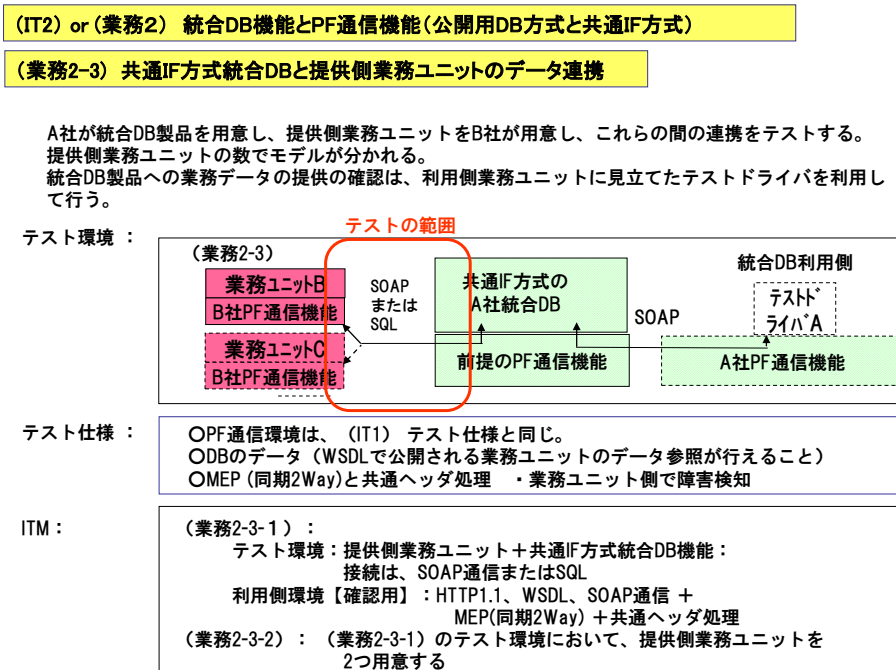


図 10 相互接続テストモデル (ITM) - 共通 IF 方式の統合 DB 機能と提供側業務ユニットの
データ連携

(4) BPM 機能と PF 通信機能間の PF 相互接続確認

BPM 機能と PF 通信機能間の接続確認の ITM を図 1 1 に示す。

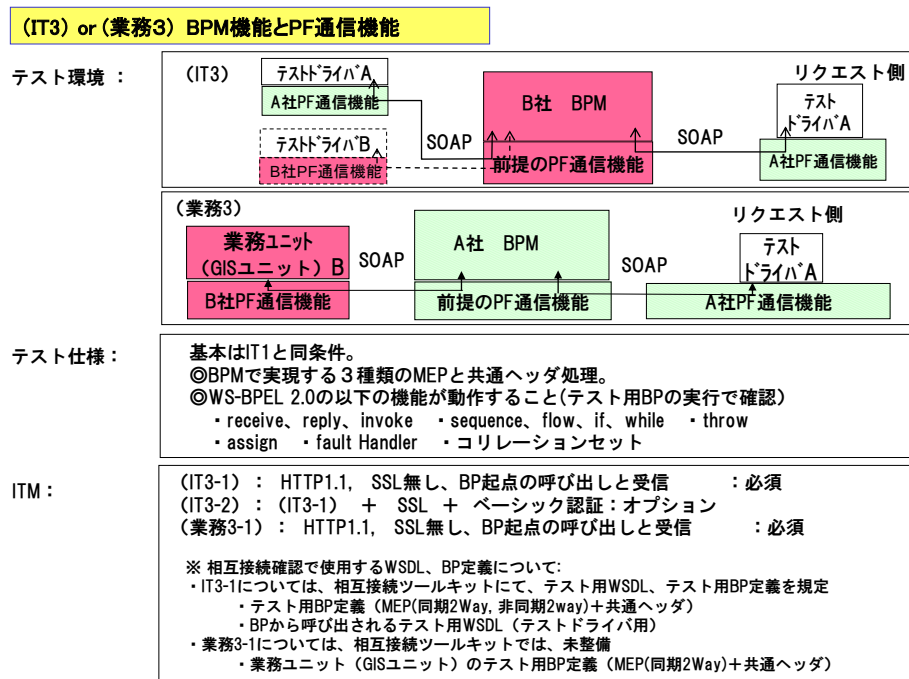


図 1 1 相互接続テストモデル (ITM) -BPM 機能と PF 通信機能間

4. 3 相互接続テストモデル (ITM) 別の確認環境と確認手順

(1) PF 通信機能： ITM の確認環境と確認手順 ((IT1-5))

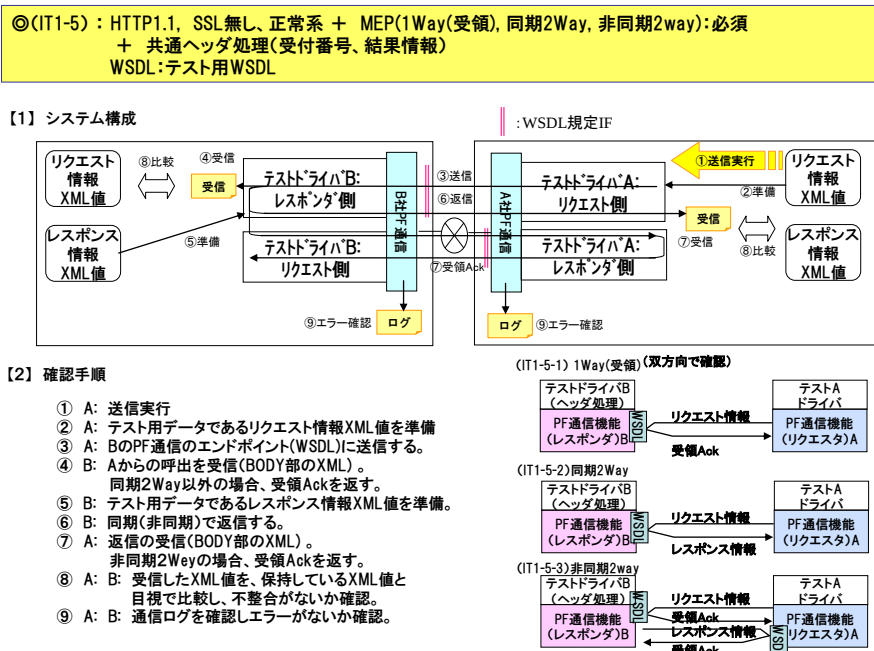


図 1 2 PF 通信機能： ITM の確認環境と確認手順 ((IT1-5))

(2) PF 通信機能： ITM の確認環境と確認手順 ((IT1-5) + 添付ファイル)

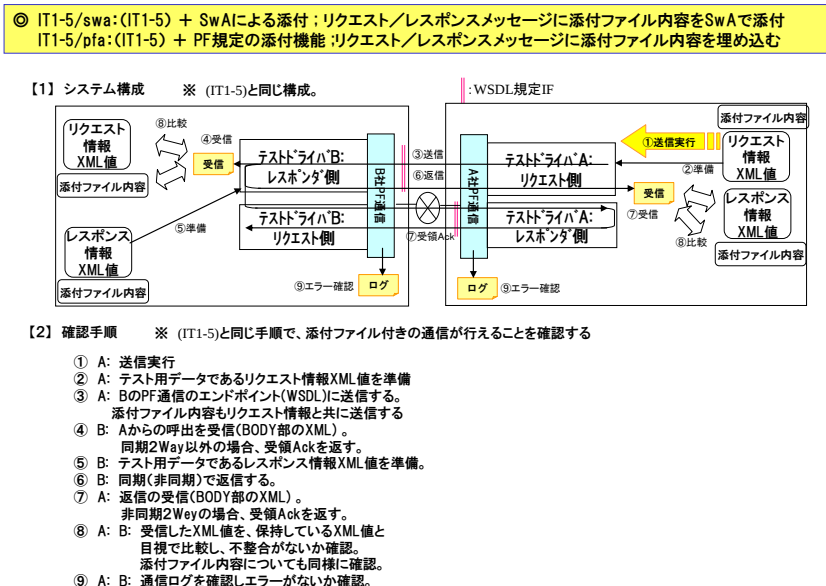


図 1 3 PF 通信機能： ITM の確認環境と確認手順 ((IT1-5) + 添付ファイル)

(3) PF 通信機能：ITM の確認環境と確認手順（(IT1-5) + 通信セキュリティ）

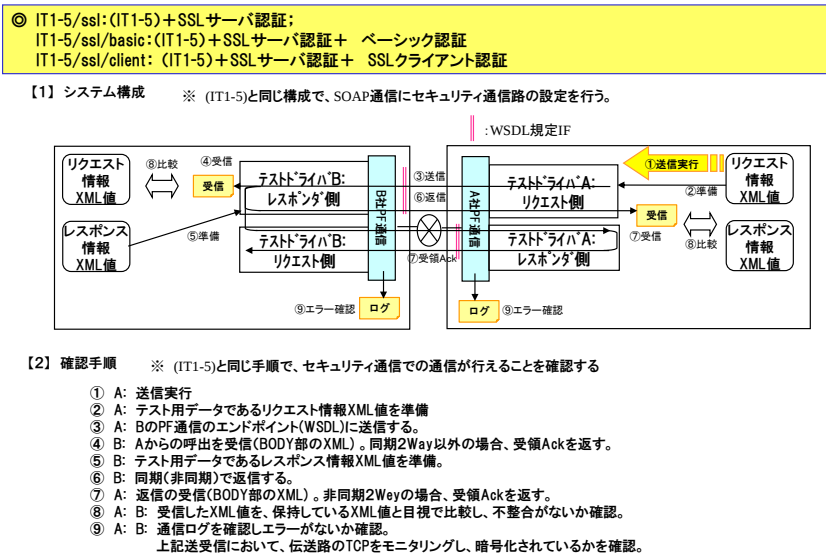


図 1 4 PF 通信機能：ITM の確認環境と確認手順（(IT1-5) + 通信セキュリティ）

(4) 業務 (GIS) ユニット：ITM の確認環境と確認手順（(業務 1-5) (業務 1-6)）

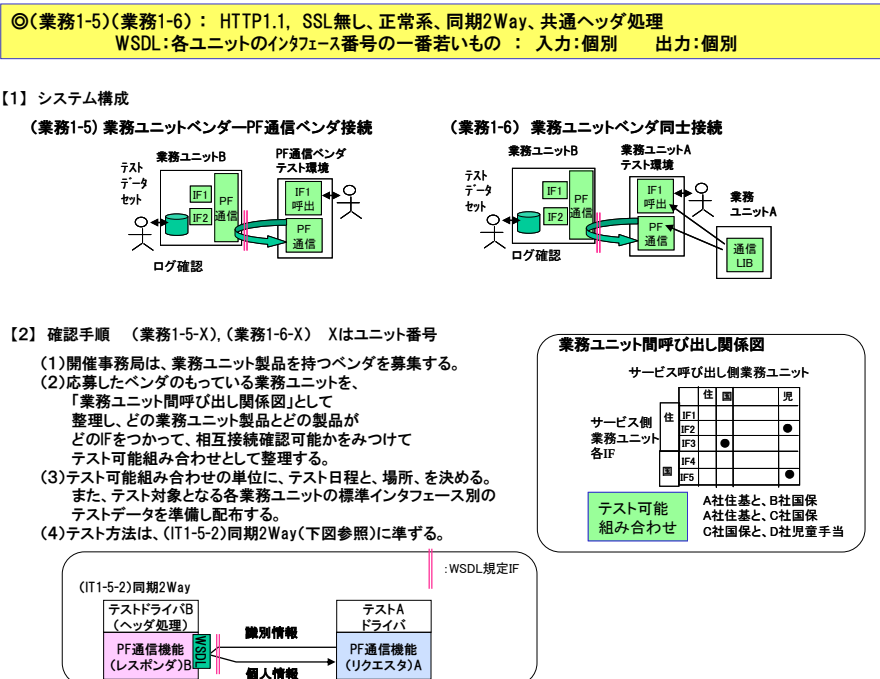


図 1 5 業務 (GIS) ユニット：ITM の確認環境と確認手順（(業務 1-5) (業務 1-6)）

(5) GIS ユニット： ITM の確認環境と確認手順（（業務 4））

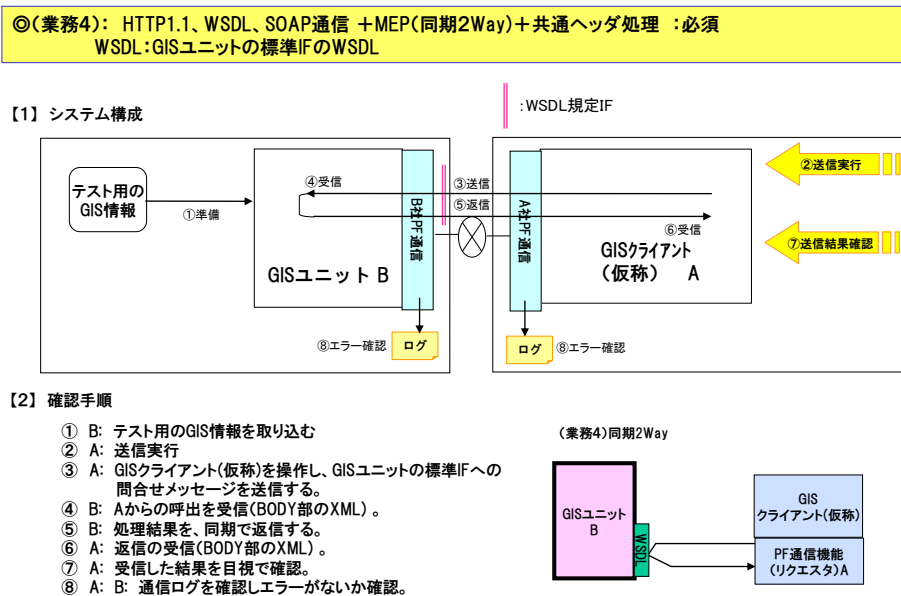


図 1 6 GIS ユニット： PF 通信関係の ITM の確認環境と確認手順（（業務 4））

(6) 公開用 DB 方式統合 DB 機能： ITM の確認環境と確認手順（（IT2-1）（業務 2-1））

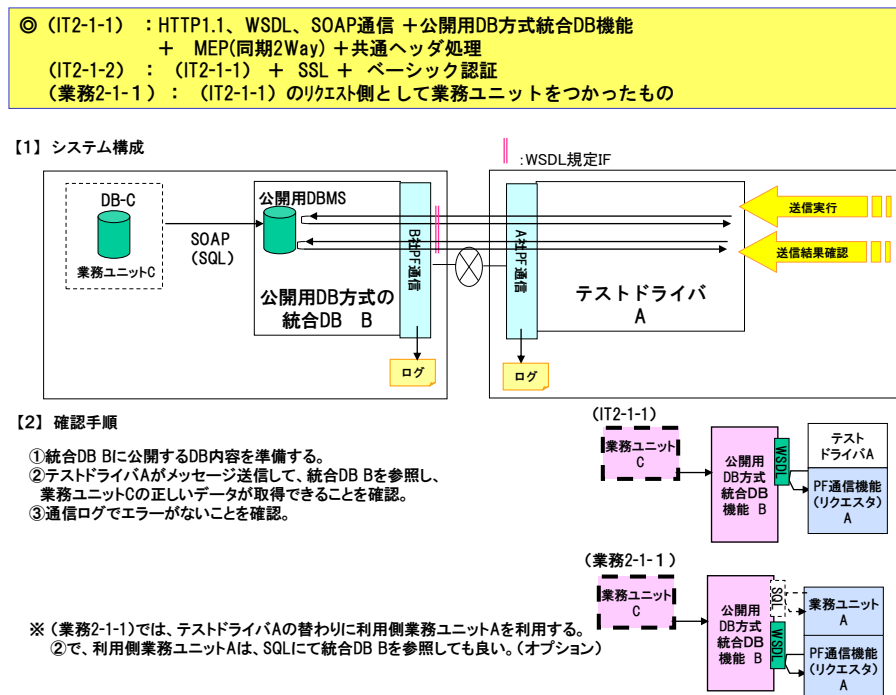


図 1 7 公開用 DB 方式統合 DB 機能： ITM の確認環境と確認手順（（IT2-1）（業務 2-1））

(7) 共通 IF 方式統合 DB 機能： ITM の確認環境と確認手順（（IT2-2）（業務 2-2））

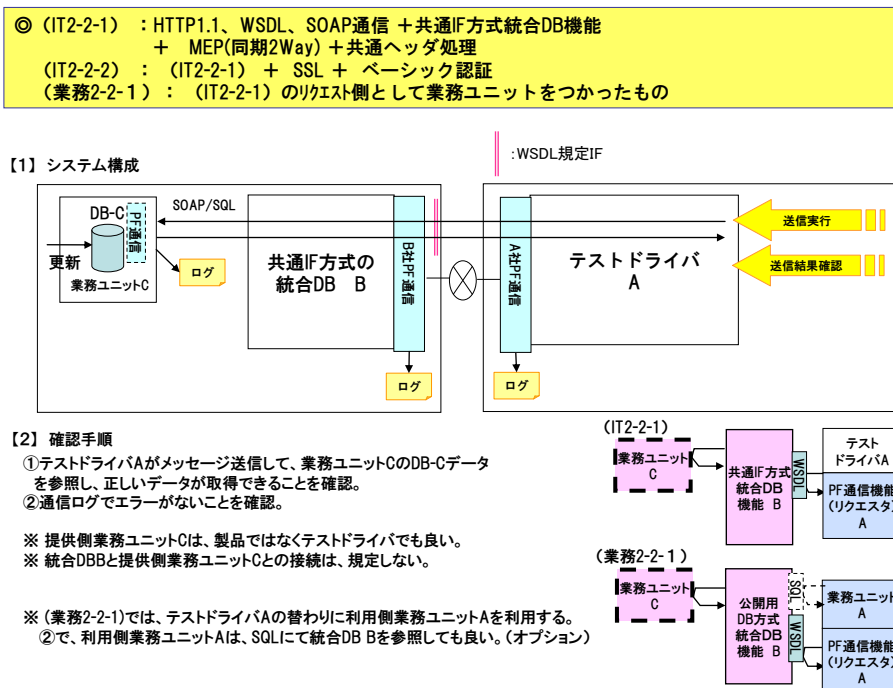


図 1 8 共通 IF 方式統合 DB 機能： ITM の確認環境と確認手順（（IT2-2）（業務 2-2））

(8) 共通 IF 方式統合 DB 機能： ITM の確認環境と確認手順（（業務 2-3））

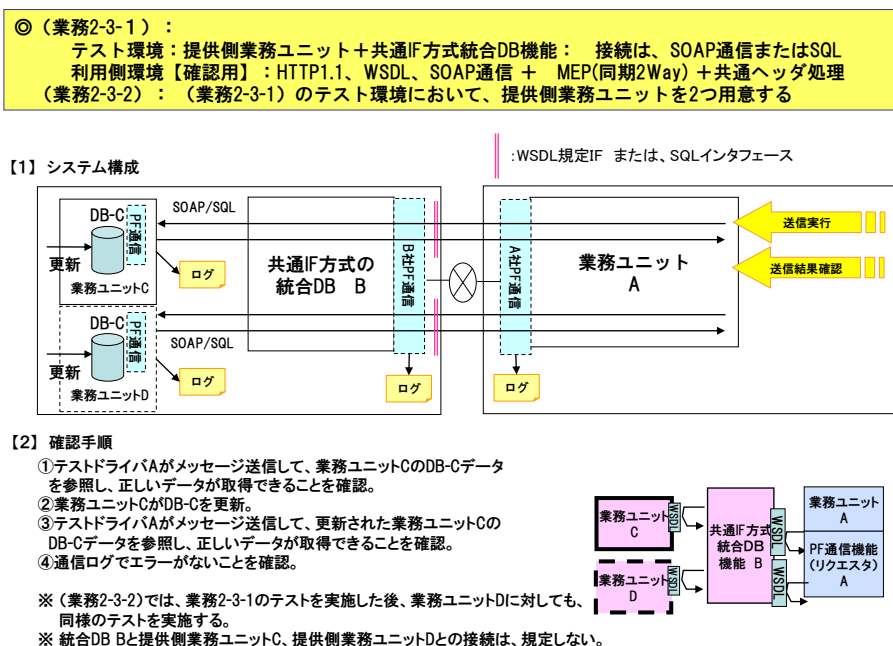


図 1 9 共通 IF 方式統合 DB 機能： ITM の確認環境と確認手順（（業務 2-3））

(9) BPM 機能： ITM の確認環境と確認手順 ((IT3-1))

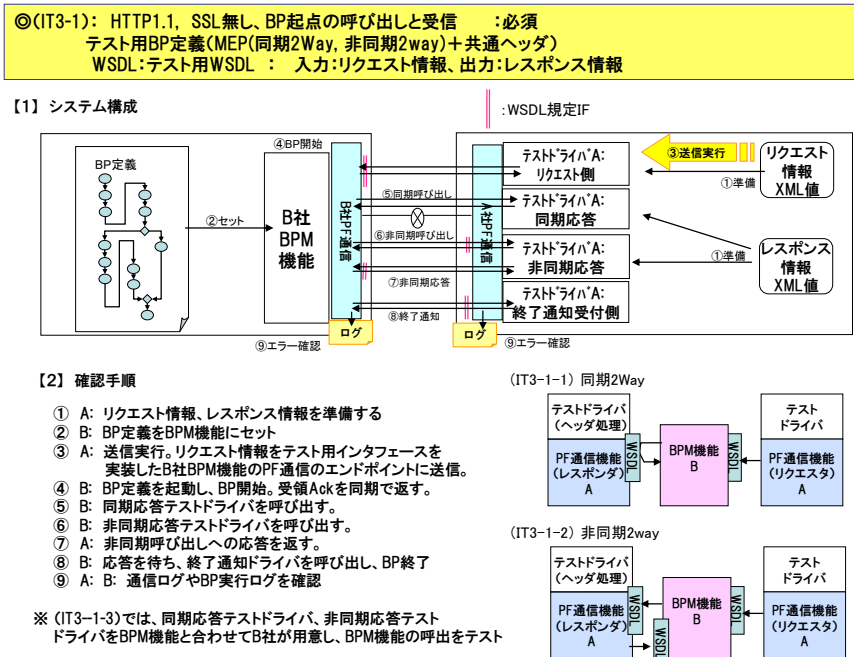


図 2 0 BPM 機能： ITM の確認環境と確認手順 ((IT3-1))

(1 0) BPM 機能： ITM の確認環境と確認手順 ((業務 3-1))

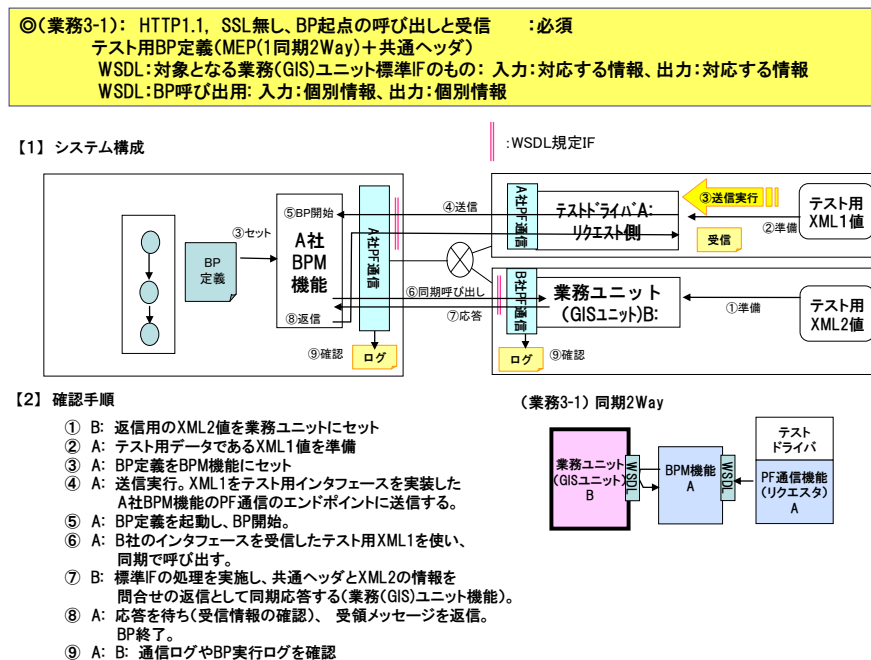


図 2 1 BPM 機能： ITM の確認環境と確認手順 ((業務 3-1))

以上

利用条件

本書は、本書の内容および表現が変更されないこと、および出典、著作権表示を明示することを前提に、無償でその全部または一部を複製、転記、引用して利用できます。なお、全体を複製された場合は、本利用条件を明示してください。

財団法人全国地域情報化推進協会が公開するドキュメントの内容は無保証で提供されます。ここに含まれる情報の利用について商品性、特定目的適合性や第三者権利の不侵害その他一切の、明示的、黙示的保障を行いません。

Copyright ©財団法人全国地域情報化推進協会 2008-2010 All rights reserved.